

平成 24 年第 4 回定例会

# 鋸南町議会会議録

平成 24 年 9 月 5 日 開会

平成 24 年 9 月 12 日 閉会

鋸南町議会



## 平成 24 年第 4 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 2 号) について)
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 24 年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算 (第 1 号) について)
議案第 3 号	鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号	鋸南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号	鋸南町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号	鋸南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号	千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第 8 号	鋸南町監査委員の選任について
議案第 9 号	指定管理者の指定について (鋸南町デイサービスセンター)
議案第 10 号	指定管理者の指定について (鋸南病院)
議案第 11 号	工事請負契約の締結について (勝山小学校管理特別教室棟改築工事)
議案第 12 号	平成 24 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 3 号) について
議案第 13 号	平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
議案第 14 号	平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
議案第 15 号	平成 23 年度決算認定について 1. 平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2. 平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4. 平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第 16 号	平成 23 年度決算認定について 1. 平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2. 平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算
報告第 1 号	平成 23 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第 2 号	平成 23 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について (病院事業会計)
報告第 3 号	平成 23 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について (水道事業会計)

## 平成 24 年第 4 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号（9 月 5 日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣言	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長から提案理由の説明、諸般の報告	7
一般質問	13
三国幸次君	13
緒方猛君	26
笹生正己君	38
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第 12 号の上程、説明	67
議案第 13 号の上程、説明	71
議案第 14 号の上程、説明	72

議案第 15 号の上程、説明	74
議案第 16 号の上程、説明	82
報告第 1 号の説明	88
報告第 2 号の説明	89
報告第 3 号の説明	90
散会の宣言	91

第2号（9月12日）

議事日程	92
本日の会議に付した事件	92
出席議員	92
欠席議員	92
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	93
本会議に職務のため出席した者の職氏名	93
開議の宣言	94
議事日程の報告	94
議案第12号の質疑、討論、採決	94
議案第13号の質疑、討論、採決	101
議案第14号の質疑、討論、採決	102
議案第15号の質疑、討論、採決	102
議案第16号の質疑、討論、採決	110
閉会宣言	113

鋸南町告示第40号

平成24年第4回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年8月31日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成24年9月5日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成24年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成24年9月定例会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問〔3名〕
- 12番 三国幸次 議員
- 3番 緒方 猛 議員
- 9番 笹生正己 議員
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度鋸南町一般会計補正予算(第2号)について)
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算(第1号)について)
- 日程第7 議案第3号 鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 鋸南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 鋸南町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 鋸南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議案第8号 鋸南町監査委員の選任について
- 日程第13 議案第9号 指定管理者の指定について  
(鋸南町デイサービスセンター)
- 日程第14 議案第10号 指定管理者の指定について  
(鋸南病院)



日程第 1 5	議案第 1 1 号	工事請負契約の締結について (勝山小学校管理特別教室棟改築工事)
日程第 1 6	議案第 1 2 号	平成 2 4 年度鋸南町一般会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 1 7	議案第 1 3 号	平成 2 4 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 1 8	議案第 1 4 号	平成 2 4 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 1 9	議案第 1 5 号	平成 2 3 年度決算認定について <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 2 3 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算</li> <li>2. 平成 2 3 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算</li> <li>3. 平成 2 3 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算</li> <li>4. 平成 2 3 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算</li> </ol>
日程第 2 0	議案第 1 6 号	平成 2 3 年度決算認定について <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 2 3 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算</li> <li>2. 平成 2 3 年度鋸南町水道事業会計決算</li> </ol>
日程第 2 1	報告第 1 号	平成 2 3 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
日程第 2 2	報告第 2 号	平成 2 3 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について (病院事業会計)
日程第 2 3	報告第 3 号	平成 2 3 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について (水道事業会計)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 信 廣 君	2 番	小 藤 田 一 幸 君
3 番	緒 方 猛 君	4 番	鈴 木 辰 也 君
5 番	手 塚 節 君	6 番	黒 川 大 司 君
7 番	伊 藤 茂 明 君	8 番	松 岡 直 行 君
9 番	笹 生 正 己 君	10 番	平 島 孝 一 郎 君
11 番	中 村 豊 君	12 番	三 国 幸 次 君

欠席議員（0名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育 長	富 永 清 人 君	会 計 管 理 者	篠 原 一 成 君
総務企画課長	内 田 正 司 君	税務住民課長	渡 邊 昌 廣 君
保健福祉課長	前 田 義 夫 君	地域振興課長	福 原 傳 夫 君
教 育 課 長	菊 間 幸 一 君	水 道 課 長	伊 藤 敏 夫 君
監 査 委 員	浪 川 明 君	総務管理室長	三 瓶 睦 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	高 橋 一 利	書 記	醍 醐 陽 子
---------	---------	-----	---------

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………  
〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（中村豊）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、平成 24 年第 4 回 鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中村豊）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村豊）

日程第 1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により、

4 番 鈴木辰也君、7 番 伊藤茂明君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中村豊）

日程第 2 「会期の決定」を行います。

この件については、去る 8 月 29 日午前 10 時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤茂明君。

〔議会運営委員会委員長 伊藤茂明君 登壇〕

## ○議会運営委員会委員長（伊藤茂明君）

おはようございます。

それでは議長から報告の求めがありましたので、去る8月29日午前10時から議会運営委員会を開き、平成24年第4回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議いたしましたので御報告いたします。

今定例会の会期は本日から12日までの8日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。今定例会には、町長提出議案16件と、報告3件が提出されております。本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行います。

議案の審査であります。議案第1号から議案第11号は説明、質疑、討論、採決まで。議案第12号から議案第16号については順次上程の上、説明まで。報告第1号から報告第3号については説明のみを受け、本日は散会したいと思います。

明日9月6日から11日までは、議案調査のため休会とし、9月12日は午後2時から会議を開き、議案第12号から議案第16号までの、質疑、討論の後、採決を願いたいと思います。なお平成23年度決算審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されていることを、併せて御報告いたします。

一般質問についてであります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には三国幸次君・緒方猛君・笹生正己君から通告がなされております。一般質問の時間は、答弁時間を含め50分以内とし、1回目の質問時間は15分以内といたします。また再質問は一問一答方式で、回数は定めないことといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

## ○議長（中村豊）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から12日までの8日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には3名から通告がなされております。一般質問の時間は50分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないことにいたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

## ○議長（中村豊）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12日までの8日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（中村豊）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日ここに、平成24年第4回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げる次第であります。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は16件、報告3件であります、それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について）」であります、6月19日の台風4号による被災施設の修繕等にかかる補正予算471万6,000円を、7月2日付けで専決処分いたしましたので、議会の御承認をお願いするものでございます。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について）」であります、重要な資産の取得について予算で定める必要があることから、8月6日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

議案第3号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」であります、現在、子どもの疾病に係る医療費助成については、通院・入院とも小学校3年生までを助成対象としておりますが、入院に係る助成対象を平成24年12月から中

学校3年生まで拡大しようとするものでございます。

議案第4号「鋸南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」であります。「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成24年6月27日公布されたことにより、条例の改正をお願いするものでございます。災害に関する情報の収集等を、災害対策本部に一元化し、防災会議の所掌事務に、諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を追加するものでございます。

議案第5号「鋸南町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」であります。災害対策基本法の一部改正に伴い、引用する条文の改正をお願いするものでございます。

議案第6号「鋸南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。現在ございます保田小学校、勝山小学校を平成26年4月1日より、鋸南町立鋸南小学校に改めようとするものでございます。

議案第7号「千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定について」であります。外国人登録法の廃止に伴い、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について改正するものでございます。

議案第8号「鋸南町監査委員の選任について」であります。浪川明監査委員の任期は平成24年9月17日までとなっております。4期、16年の長きにわたり町監査業務に御尽力賜りましたが、この度御勇退の御意向であることから、後任の監査委員として、川名洋司氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものでございます。

議案の第6号、指定管理者の指定について、失礼しました。

議案第9号「指定管理者の指定について(鋸南町デイサービスセンター)」であります。平成25年4月1日から5年間、鋸南町デイサービスセンターの指定管理者として鋸南町社会福祉協議会に、管理を行わせることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第10号「指定管理者の指定について(鋸南町国民健康保険鋸南病院)」であります。平成25年4月1日から5年間、鋸南病院の指定管理者として医療法人財団鋸南きさらぎ会に、管理を行わせることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第11号「工事請負契約について」であります。勝山小学校管理特別教室棟改築工事の入札を8月20日に執行いたしました。

今回の入札は、制限付一般競争入札方式で実施いたしましたが、参加業者は3社であり、入札の結果、落札業者、住所鋸南町勝山353、氏名株式会社鈴木工務店、代表取締役矢口盛明と契約額5億6,175万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、

議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 12 号「平成 24 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について」であります  
が、4,536 万 2,000 円を増額補正し、補正後の総額を 39 億 9,718 万 6,000 円とするもの  
でございます。

歳出の主な補正を申し上げますと、議場中継機器購入、障害者自立支援給付費等国庫  
補助金返還金、国保特別会計繰出金、不活化ポリオワクチン予防接種事業委託、鳥獣被  
害防止総合対策事業補助金、獣害に負けない農村集落づくり事業補助金、佐久間ダム周  
辺景観整備事業費、駅前観光アーチ撤去工事費、学校図書購入費、道路災害復旧工事費、  
漁港施設災害復旧工事費の他、本庁・公民館等各施設の修繕費でございます。

次に、歳入であります。国・県の支出金の特定財源の他、介護保険特別会計から前  
年度の清算分として 221 万 6,000 円の繰入金、寄付金 181 万 2,000 円、前年度繰越金は  
5,703 万 1,000 円を増額し、臨時財政対策債は確定により 241 万 7,000 円を増額をお願い  
いたしました。その結果、余剰となる 3,838 万 8,000 円は、財政調整基金の繰出しを減  
額することといたしました。補正後の財政調整基金の残高は、5 億 5,808 万 1,000 円と  
なるものでございます。

議案第 13 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」  
であります。63 万円を増額し、補正後の総額を、12 億 5,350 万円にしようとするもの  
でございます。今回の補正は、総合事務組合負担金 63 万円を増額するものであります。

議案第 14 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」で  
あります。1,650 万 6,000 円を追加し、補正後の総額を 10 億 8,910 万 3,000 円にしよう  
とするものでございます。

補正の主な内容は、平成 23 年度に係る繰越金を精算し、国、県及び支払い基金に合計  
485 万 5,000 円、町一般会計に 221 万 7,000 円を繰出金として精算し、介護給付費準備基  
金に 943 万 5,000 円を積立てようとするものであります。

議案第 15 号及び第 16 号につきましては、平成 23 年度の鋸南町の全会計の決算の認定  
を、お願いするものであります。

議案第 15 号は、平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、平成 23 年度鋸南町国民健  
康保険特別会計歳入歳出決算、平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
及び、平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の規定に  
より、監査委員の意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第 16 号は、平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算及び、平成 23 年度鋸  
南町水道事業会計決算につきまして、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見書  
を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、報告第 1 号から第 3 号までは、財政健全化法第 3 条及び第 22 条の規定により、

健全化判断比率及び企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて、報告するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者及び担当課長から説明いたさせますので、よろしく、御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告をいたします。

初めに、勝山小学校の管理特別教室棟の改築についてであります。工事期間中は、一部の授業を仮設校舎で行います。仮設校舎への備品の移動は、勝山小学校の先生方、PTAの皆さんに御協力をいただく中で、夏休み期間中に行いました。9月から既設の管理特別教室棟の解体工事を行い、解体後の12月から約1年間かけまして同じ場所に建設をいたします。新しい管理特別教室棟が完成するまでの間、安全誘導員を配置するなど子どもたちの安全を第一に工事を進めてまいりますので、関係者の皆さんの御理解と、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、防災訓練について申し上げます。

10月14日日曜日に鋸南町総合防災訓練を実施いたします。内閣府が公表した、南海トラフを震源とする巨大地震の被害想定で、鋸南町では、5メートルの津波が到達する予測が示されました。これらを踏まえ、今年度も昨年同様に、全町民を対象に、津波警報時の避難場所への避難訓練を実施することといたします。地域住民の方々はじめ、関係者の方々の御協力をいただき、実施をいたします。

次に、放射線量の関係について、報告申し上げます。

福島第一原発の事故により、放射能汚染の影響調査については、昨年8月から、教育施設を含む町内の16カ所で測定を行っております。幸いにも各地点の放射線量は、基準値を下回っております。今後も継続的に測定を実施し、ホームページ等でお示ししてまいります。また、農水産物、特に米につきましては、8月13日に検査が実施され、放射性物質はヨウ素、セシウムとも不検出であり、安全性が確認されましたので出荷、販売が可能となっております。他の農水産物等につきましても、県で継続的に検査を実施してまいりますので、結果について注視してまいりたいと思います。

次に、海水浴客の入込み状況について、報告申し上げます。

7月28日から8月19日までの間、町内5カ所の海水浴場を開設しました。おおむね天候にも恵まれ、全体の入込み客数は1万9,317人で前年比15.7パーセント増の入込みとなりました。震災前の状況まで回復はしたものの、夏期のレジャー形態の変化等、考えられますが、海水浴客の入込みは伸び悩んでおります。開設期間中は幸いにも水難事故の発生はなく終了いたしました。今後、各機関の実施結果報告を検討し、今後の町活性化につなげたいと思っております。



次に、敬老の日の祝品の配布について申し上げます。

今年も90歳以上の方々、275名に対し敬老の日を記念し、9月13日から心ばかりのお祝品をお届けいたします。今年100歳を迎えられた3名の方を含め、100歳以上の方は10名いらっしゃいます。どうぞ健康に留意され、いつまでもお元気で御長寿でありますよう、お祈り申し上げます。

次に、結婚50周年祝賀会の開催について申し上げます。

今年も結婚50周年を迎える御夫婦に対しまして10月1日、すこやかにて祝賀会を開催させていただきます。今年は11組であります。三味線の演奏、記念品の贈呈、記念撮影等、粗宴ではありますが、お祝いをさせていただきます。今後とも御夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

次に、教育委員会について、申し上げます。

初めに、教育の日についてであります。毎年11月の第3土曜日は、鋸南町教育の日であり、今年11月17日が「教育の日」にあたります。

見返り美人絵画コンクールの表彰及び各スポーツ大会等で活躍された選手・生徒の表彰並びに、教育講演を行います。南極観測隊の越冬隊調理人として随行しました南房総市の鈴木文治さんにより「極寒の地で働く隊員たちの命を支える」南極越冬隊調理人の目から見た1年と題しまして、講演を開催いたしますので御来場いただきたいと思っております。

次に、鋸南町スポーツ祭についてであります。今年のスポーツ祭は、10月27日、10月28日の2日間、海洋センター等を会場として開催をいたします。体育協会を中心としました実行委員会では、9種目の競技を計画しておりますので、多くの皆さま方の参加をお待ちしております。

次に、文化祭についてであります。今年、11月3日、11月4日の2日間、中央公民館で開催をいたします。鋸南町生涯学習推進大会と銘打ち、日頃公民館で学習した成果の発表の場として、地域文化・芸術活動を推進しておりますので、御来場いただきたく思います。

次に、千葉県中学校総合体育大会において、今年も相撲・柔道・剣道・陸上・卓球及び水泳が安房地域の大会を勝ち抜き、38名が県大会へ出場し活躍をいたしました。また、県大会2連覇・昨年3位の相撲は、実績が評価され、長野県で開催された、中部日本選抜中学生相撲大会に出場しましたが、残念ながら予選リーグでの敗退となりました。

次に、2012B&G全国ジュニア水泳競技大会についてであります。8月17日から18日に、東京江東区の辰巳国際水泳場で大会が開催されました。当町のB&G海洋センターから24名参加し、内13名が決勝に残り、50メートル背泳ぎで磯部あやさんが優勝するなど活躍されました。

次に、千葉県高校総体の競泳自由形 50 メートルで、鋸南町 B & G の選手である館山市の川崎駿君が優勝をし、本郷上区の三瓶雄司君が 2 位となり、8 月 17 日から 20 日に新潟県長岡市で開催されたインターハイにそれぞれ出場し、川崎駿君は全国第 3 位となりました。

次に、国民体育大会が 9 月 29 日土曜日から 10 月 9 日火曜日まで岐阜県で開催されます。空手の青年男子組手重量級に両向区の黒川昌徳氏 26 歳、中量級に黒川大輔氏 23 歳の兄弟が、千葉県代表として出場いたします。御活躍を御期待しております。

最後に、菱川師宣記念館の展覧会についてであります。菱川師宣記念館では、8 月 28 日から 10 月 28 日まで、企画展「源氏か平氏か、頼朝再起の道のり」を開催いたします。大河ドラマや頼朝挙兵 830 年祭イベントに併せ、源平合戦の名場面や頼朝の挙兵から房総での再起の足跡を色彩豊かな浮世絵版画で紹介いたします。

是非、御観覧いただければ幸いです。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしく願い申し上げます。

#### ○議長（中村豊）

町長から、提案理由の説明、並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、なにか確認したい点がありましたら挙手願います。

はい、1 2 番三国君。

#### ○1 2 番（三国幸次君）

1 点だけ確認します。

防災訓練を 10 月 14 日に行うとのことですが、昨年初めて全町民を対象とした訓練を行いました。その後、さまざまないろいろな意見が出ておりました。今回の訓練で昨年同様に全町民を対象にした訓練を行うということですが、それらの意見が今度の訓練にどのように改善点とか、新しい取り組みとして考えているのか。その辺確認したいと思います。

#### ○議長（中村豊）

はい、総務企画課長内田君。

#### ○総務企画課長（内田正司君）

防災訓練の件でございますけれども、一応ある程度の津波到達時間等を設定した中で行いましたが、場所によってですね、早く避難が完了してしまったとか、待ち時間等が長い等の御意見もありましたので、そちらの方は随時状況に応じてですね、集まった時点で解散していただくようなことも含めてですね、区長さん方には御協力をいただきたいと思っております。

また、全域での避難訓練以外にですね、保田地区の皆さんにつきましては保田小学校

の方で模擬訓練といたしますか、講演会等の企画を考えて実施する方向でおります。

**○議長（中村豊）**

はい、三国君。

**○12番（三国幸次君）**

結構です。

**○議長（中村豊）**

他に。

ないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

**◎一般質問**

**◎12番 三国幸次君**

**○議長（中村豊）**

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、3名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

三国幸次君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

12番 三国幸次君。

〔12番 三国幸次君 質問席に着席〕

【ベルが鳴る】

**○12番（三国幸次君）**

私は、安房郡市広域市町村圏事務組合の3つの事業、新火葬場「安房聖苑」について、それからゴミ処理広域化について、そして安房郡市消防本部とデジタル化についての3件の質問をします。

まず、1件目の新火葬場「安房聖苑」についてです。

平成21年度から建設が進められていた、新しい火葬場は完成が近くなってきました。名称も「安房聖苑」と決まりました。

そこで3点質問します。1点目、新火葬場「安房聖苑」はいつから運用されるのか。2点目、長狭、館山、千倉火葬場はどうなるのか。3点目、長狭火葬場と新火葬場の2つの火葬場を運営する必要性はどうか。

次に、2件目のゴミ処理広域化についてです。安房地域のゴミ処理広域化については20年以上前から検討されてきましたが、この間ゴミ処理に関する状況は環境問題をはじめ、

ごみの分別再利用の問題など大きく変化してきました。まだ、どのような処理施設にするかは決まっていますが、ようやく建設地が富浦の天津居倉地区に決まり、国の循環型社会形成推進交付金がつくことになり事業が進み始めるものと思われましたが、新しい問題があるようです。

そこで3点質問します。1点目、ごみ処理広域化で用地の決定はしたがその後どうなっているか。2点目、循環型社会形成推進交付金を活用する事業はどうなるのか。3点目、今後の方向性と見通しは。

最後の3件目の安房郡市消防本部とデジタル化についてです。消防の広域化と消防救急無線のデジタル化、そして消防指令業務の共同化、統合化については4年前、2008年3月議会で質問しました。

その時に消防の司令本部の広域化とデジタル化について、消防の広域化では、31の消防本部を7つにすることになっています。消防の司令業務は、県内を2つのブロックにすることを検討しています。千葉県の北西部で1ブロック、北東部と南部で1ブロック、というもので、北東部と南部を合わせると、千葉県の88%の広大な地域を1つの指令センターで業務を行うというもので、住民からの救急通報はすべて千葉市の指令センターに集中することになります。

そして、デジタル化には、多くの中継局などの設置が必要であり、大規模地震等により中継局が破壊されたり、送電が止まったりした場合には、機能を果たすことができなくなってしまうことが懸念されます。大規模な災害などで、ライフラインが破壊された場合の情報連絡をどうするのか、どうやって住民を守るのか、このような危機管理の視点での検討こそ必要ではないか、と指摘しました。

現在デジタル化の事業はかなり進んでいるものと思われます。

そこで3点質問します。消防本部の広域化はどうなっているか。2点目、情報連絡のデジタル化の状況は。3点目、火災や災害時の消防指令業務の共同化、統合化はどうなるのか。

以上で一回目の質問を終わり、答弁を求めます。

#### ○議長（中村豊）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

#### ○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の新火葬場「安房聖苑について」お答えいたします。

新火葬場は、安房郡市広域市町村圏事務組合が事業主体として、平成21年度から南房

総市山名地区、旧三芳村山名に建設をしております。この火葬場の規模は、敷地面積が約2万平方メートル、鉄筋コンクリート平屋、一部2階建て、建築面積は2,900平方メートルでございます。この施設は、火葬炉を6基、告別室を3室、収骨室を2室、待合室を7室、待ち合いロビー、僧侶控え室などを備えた火葬場となっております。すでに、進入道路や外構等の工事も完了し、今後備品等が搬入をされます。今月22日には、新火葬場「安房聖苑」として、竣工式を行う予定でございます。

御質問の1点目の「新火葬場安房聖苑はいつ運用されるか」についてであります、本年10月1日から供用開始となるわけでありませう。

2点目の「長狭、館山、千倉火葬場はどうなるか」についてであります、館山、千倉火葬場は廃止をし、施設を解体をした後に、跡地は更地にして地権者にお返しをすることになります。また一方、長狭火葬場は引き続き操業をいたします。昭和59年に建設をされた長狭火葬場は、老朽化が進んでいることから、新火葬場とのサービスの均衡を図るために本年6月15日から7月の19日までの間、施設を休止をし、お年寄りや膝の悪い方たちに不便をおかけしていましたが和室部分を撤去し、すべて洋室に改修を行いました。併せて、壁紙や天井の傷みが激しかったことから施設の改修工事を行ったところでございます。

3点目の「長狭火葬場と新火葬場の2つの火葬場を運営をする必要性は」についてでございます、新火葬場建設は、老朽化をした館山火葬場と地元の自治会からの移転要望が出されていた千倉火葬場の統合を目的として、平成11年度に当時の9市町村を対象とした「館山・千倉火葬場基本構想」を策定をし、事業が進められてまいりました。長狭地区火葬場につきましては、当初から統合をするという考えはありませんでしたので、従来どおり、鴨川市を中心とした地域における火葬場として運営をいたします。

2点目の「ごみ処理広域化について」お答えをいたします。

ごみの広域化事業は、平成10年度からごみ処理広域化計画検討部会を設置をし、用地の選定を中心に検討を続けてきました。平成19年度に南房総市富浦町の天津居倉地区をごみ処理施設の最優先候補地として位置付けをし、平成21年度に当該地区での実施に関する検証を行うため、ごみ処理広域化基礎調査を行いました。

さらには、平成22年度に弾性波による地質調査を行ったところでございます。

その結果、天津居倉地区にごみ処理施設を建設することが経済性、環境面ともに有利であることが検証され、地質調査の結果についても建設が可能な地盤であることが確認をされたところでございます。

以上の結果を踏まえ、天津居倉地区の地元説明会を経て、建設予定地として位置付けられて、現在に至っております。

御質問の1点目、「ごみ処理広域化で用地の決定はしたが、その後どうなっているのか」

についてであります。本年6月の議員全員協議会におきまして、一部の地権者から用地に対する申し入れがあったことを報告をさせていただきました。その際、地元大宮区にも同様の申し入れがあり、地権者からの条件によっては、事業を停止をせざるを得ないとの説明をいたしました。御質問の、その後でございますが、安房広域では、地権者からの申し入れがあったことから、地元大宮区及び、富浦地区行政連絡協議会に対し、地権者との協議が整うまでの間、事業の推進を停止をすることを説明したとのことでございます。また、協議が整わなければ、建設予定地の変更を検討をする必要がある旨、併せて伝えたとのことでございます。

2点目の「循環型社会形成推進交付金を活用する事業はどうなるのか」についてであります。このことにつきましても、本年6月の議員全員協議会の中で、8月中を目途に、交付金の取り扱いを検討をしたい旨、説明をさせていただいたところですが、現状では、今年度の活動は困難であるとの判断から、安房広域では、交付金の取消申請の手続きを行うとのことでございます。

また3点目の「今後の見通しは」についてでございますが、安房広域からは、今後の交渉も不透明なことから、場合によっては、新たな建設予定地の検討もしなければならないとの見解でございます。

3点目の「安房郡市消防本部とデジタル化について」お答えいたします。

1点目の「消防本部の広域化はどうなっているか」についてであります。千葉県では、平成18年に改正された消防組織法と、総務省消防庁長官の定める基本方針に基づき、平成20年2月に千葉県消防広域化推進計画を策定をいたしました。これは、消防組織法第33条の規定に基づき、千葉県が「市町村の自主的な広域化」について、一つの指標として定めたもので、この計画によりますと千葉県を7ブロックにし、安房郡市は、袖ヶ浦・木更津市・君津市・富津市の4市との広域化が示されたところであり。その後、消防実務者のレベルによる会議が3回開催されましたが、広域化について進展がない状況でございます。

2点目の「情報連絡のデジタル化の状況は」についてであります。消防救急無線は、総務省の定める電波法関係審査基準改正により、平成28年5月31日までにデジタル方式に移行しなければならないとされました。また、広域的な通信基盤の確保は、特に重要な課題となっていることから、消防庁から、都道府県域を1ブロックとすることを原則とした消防救急無線の広域化・共同化に係る整備計画を平成18年度までに策定するよう通知がなされたということであり。千葉県では、この通知を受けて平成19年3月に消防救急無線広域化・共同化及び消防司令業務共同運用推進整備計画を策定をしたところ。計画の概要は、消防救急無線は、千葉県防災行政無線を利用した県域を1つとした無線システムとし、共同指令センターを、県内2カ所に整備をするもので、平成

25年度運用開始となっております。消防救急無線の整備については、基地局無線設備等の共同整備部分は、共同処理団体である千葉県市町村総合事務組合が千葉県に事業を委託し、整備を実施し、各消防本部で使用する車載無線機及び携帯無線機は、それぞれが整備主体となるものであります。

事業の状況ですが、共同整備部分については、日本電気株式会社と平成22年12月、3カ年の整備工事契約が締結され、事業が進められています。安房消防への工事は平成23年12月から実施し、平成24年10月頃から、操作訓練を行い、平成25年2月19日から仮運用が開始をされ、平成25年度の正式運用を迎える予定でございます。また、消防本部個別整備部分については、平成24年5月に入札を執行をし、株式会社大崎コンピューターエンジニアリングと契約を締結をし、平成25年1月までの工期で事業が進められております。

3点目の「火災や災害時の消防司令業務の共同化、統合化はどうか」についてであります。消防司令業務の共同運用につきましては、県内を2ブロックに分け、安房消防本部が属する北東部・南部ブロックの20の消防本部については千葉市消防局、北西部ブロックの11の消防本部については松戸市消防局にそれぞれ共同指令センターが設置をされ、現在その整備が進められております。安房消防への工事は、平成24年5月から実施をしており、消防救急無線と同じく、安房消防では平成25年2月19日に、119番回線切り替え後に仮運用が開始され、平成25年度の正式運用を迎える予定でございます。平成25年4月からは全ての119番が共同指令センターで受信することになります。共同指令センターでは、最新の情報通信機器の発信地表示システム等を整備をし、119番通報の住所が素早くわかり、住宅地図に表示をされます。また、20の消防本部から職員が派遣され、指令業務を行い、互いに補完しますので支障なく対応できるものとなっております。出動指令については、各消防本部を中継することなく、新しく整備をした消防救急デジタル無線及び署所端末装置を使用をし、各署所の消防車や救急車に地図付きで直接指令をいたします。また、消防団については、既存のアナログ無線での火災指令業務と、デジタル無線での受信を、平成28年5月まで併用して行うこととなっております。その他、電話による一斉指令装置とEメールによる一斉指令装置で遅延なく指令が出されるものとなっております。

以上で三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（中村豊）

三国幸次君、再質問、ありますか。

はい、三国君。

#### ○12番（三国幸次君）

まず1点目の安房聖苑の運用開始の時期が10月1日からという答弁がございました。

10月1日といえどもう1カ月を切っております。そういう意味での町民への周知徹底の方法はどのようなことを考えているのか、その辺はどうでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

広報等で、鋸南町報等でお知らせをするようにします。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。再質問。

**○12番（三国幸次君）**

開始までの期間がないんでね、できるだけ1回だけとは言わずに周知徹底されるように広報等をお願いしたいと思います。それから運営方法についてはどういう方法で運営されるのか、どうでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

指定管理者により業務を委託します。その業務の内容につきましては、火葬に関する業務、また施設運営業務、それと施設保守管理業務を指定管理で行うこととなっております。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

これは館山火葬場の時も多分指定管理で行われたと思うんですが、その辺同じ指定管理ってことですが、施設が大きくなった分、その辺指定管理の予算とか何とか違ってくるといいますんで、詳しいことがわかりましたら、またお知らせ願いたいというふうに思います。

2点目の館山千倉火葬場の取り壊しのことですが、取り壊しはいつごろ予定しているのか、そして10月1日から運営とのことですが、館山火葬場は9月いっぱいまでびたっと終わることなのか、それとも若干併用の期間があるのか、その辺をお答えください。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

館山千倉火葬場の取り壊しにつきましては、9月3日に入札を行いまして、それぞれ業者が決まっております。それで取り壊しの始まる時期につきましては、理事会を経て承認された後に、契約された後に工事が開始になりますので、10月中ごろになるかと思



います。ただまたその状況によっては変わるかもしれませんが、とにかく 10 月の理事会を経た後になります。それと工期につきましては、25 年 2 月いっぱいの方が予定がされております。それと指定管理者に伴ってですね館山・千倉の併用はございません。10 月 1 日から千倉・館山ともに新火葬場の方の運営となります。

以上でございます。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

館山千倉火葬場の状況はわかりました。次の長狭火葬場ですけれども、老朽化して一部改修して運用ということですが、答弁で安房 9 町村を視野に入れた新しい火葬場の基本計画という答弁があってその後では、一応千倉と館山の併合を考えていて、長狭が併合する考えはもともとなかったという答弁がありましたけれども、基本計画の段階では 9 町村を対象にしたという計画という答弁があって、ちょっと若干矛盾する点を感じるんですが、長狭火葬場は老朽化して改装はしましたけれども、今後どの程度使い続けられるのか、その辺どうでしょう。

**○議長（中村豊）**

はい、町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

いまあの、三国議員の御指摘でございますけれども、その時点ではですね、11 市町村あったわけでございますので、9 市町村の話はですね、その後の話ですから、当然長狭火葬場はですね、9 市町村の中には含まれないということになるわけです。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

長狭火葬場はどのくらい使えるのかという答弁がなかったんで、お答え願えますか。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

館山火葬場が 47 年から約 40 年間経過しておりますので、長狭火葬場は昭和 59 年から現在まで、28 年経過しておりますので、それを考えますと、10 年以上ありますので、その維持管理によっては、またその期間が延びるのかなと思いますけれども、今何年というのは、申し上げるといふかそれまでは出ておりません。維持管理によっては変わるのではないかと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

まだしばらくは使えるということですが、ま、建て替えとか廃止とかという検討をする時期が来ると思います。そういう意味でいくと新しい火葬場は、例えば安房の人口とか規模とか考えて一カ所でも賄える規模の火葬場なのか、それともそうでなく、やはり長狭が引き続きなければいけない規模なのか、その辺はどうでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

火葬体数で22年度の実績でいきますと、2,156体あったそうです。ですので新火葬場は6火葬ありますから、火葬炉がありますんで、それを年間300と例えれば1,800でございます。ですので、全部まかなうということは、新火葬場で賄うというのはなかなか難しいのかなと今現在思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

ということはやはり長狭火葬場の建て替えの、老朽化は時期になればやはり建て替えて運用していくという感じの方が強いのかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

火葬場については、今のところですね、なくすというような計画は先ほどもありましたとおり、ないものですから、今後ですね老朽化が進む中で建て替えを考えざるを得ないのかなと思います。ちょっとその辺はまだはっきりとしたことではありませんので、火葬体数でいえば、そういうようなことになります。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

私も1カ所よりは2カ所の方がね、住民からとってみれば使い勝手がいいのかなというふうに思います。今後新しい状況などありましたら是非また議会にでも報告してもらいたい。要望して2件目のゴミ処理の広域化について移ります。答弁で建設地の変更も検討しなければならなくなるという答弁がありましたけども、申し入れという内容はどんなものなのか、例えば補償の問題だとか、こういう問題だとか、そういうことだけで

も答えられる範囲で、どうでしょう。

**○議長（中村豊）**

はい、白石町長。

**○町長（白石治和君）**

いまの質問でございますけども、地権者の方からですね、何点か要望が挙がっているわけでありまして、その詳細につきましてはですね、福原課長の方から答弁させていただきたいと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

その補償の内容につきましては、6月の全員協議会でも申し上げましたんですけども、開発に伴う道路とか侵入道路に関してのものとか他に補償した関係の補償費を業者さんの方というんですかね、地権者の方から求められているということでございます。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

この問題で私たちが一番気になったのはですね、国の交付金が決定されてから出てきたんですね。これはもう安房広域の事業が進むという状況になってから出てきたんで、その辺地権者の意図的なものを感じるんですけども。それから安房広域としても場所の変更も検討しなければいけないというぐらいですから、かなり大きな大変な申し入れの内容だと思います。そういう意味で安房広域のことですので、ここでこれ以上聞いてもね、答えられないと思っておりますので、是非とも具体的なことがわかりましたら今度また議会で報告してほしいと要望して次に移ります。3件目の安房郡市消防本部のデジタル化についてです。消防本部の統合の話し合いが3回行われたということですが、その中身について答えられれば。わからなければわからないで結構ですけども、どうでしょう。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

3回会議が行われたということでございますけども、まず平成19年の11月にですね、構成市町村の担当職員を交えた会議ではですね、千葉県からその計画に基づく課題等の検討ということで、会議が開かれたんですけども、特に参考になるような意見はなかったというようなことで聞いています。それから年が変わりまして20年の8月にはですね、千葉県構成市町、それから袖ヶ浦・木更津・安房消防等の担当職員を交えての会議が開かれたそうでございますけども、その席でもですね、広域化に向けての詳細な資料

の提示をしていただきたいということで県の方にまあ要望が出たそうでございますけども、その時点でですね、示された以上の資料はないというようなことで、その後の話は進展しなかったということでございます。また20年の9月にはですね、消防部署のレベルでの会議があったそうでございますけども、各消防署のですね具体的な検討、例えば職員の待遇面云々ということの話し合いが行われたそうでございますけどもこの中で、袖ヶ浦・木更津・君津・富津市等につきましては人的などといいますか、処遇につきましては共通項があるのでそこは一緒になれるのではないかと、それ以外のものについては若干こう、つり合いが取れない本部というんですかね、消防署があるので、どうするかというようなことの問題提起のような意見があっただけでその後その話としてはそれ以上の会議は開かれないということで、概してどのレベルの会議においてもですね、それ以上の示されたもの以上ですね話し合いが行われましたけども、進展がないということで現在に至っているということでございます。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

消防本部の統合については、県から示されたものが各消防本部で納得が得られるような内容じゃなかったというふうに私は理解しているのかな。どうでしょう。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

一概に私も詳細は把握しておりませんので、ただその広域化のですね、当然必要性等ある中で、計画が策定されたと思います。ただ具体的にですね、その後の進展がないということで、必要性云々まではお答えできませんけども、理由があつてのことと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

ということは、消防本部の統合については、これから新しい動きも出てくる感じも見られない、もうしばらくこのままの本部の内示でいくのかなと理解しているのかな。どうでしょう。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

一つには統合のもちろん課題もあるわけでございますけども、次の2点目、3点目の

御質問がありましたとおり、デジタル化ですね、デジタル化の問題あるいは共同指令センターというようなことですね、実際にこれは実施していかなければならない事業の方の検討が優先された結果で現在統合の方がちょっと一休みという感じではないかと理解しております。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

デジタル化の答えがありましたけども、私が聞きたかったのは例えば基地局のアンテナの整備は全て終わったとか具体的にこういうデジタル化の工事がここまで進みましたというのを答弁で欲しかったんですね。そういう意味でその具体的なそのデジタル化の工事の完成したところ、後残っているのはこういう工事が残っているとかがわかる範囲で、わからなきやわからないで結構ですけど、どうでしょう。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

申し訳ありません。個別のですね工事の状況というのはないんですけども、いずれにしてもですね、その基地局等は県の行政無線の基地局を使うとのことの中で、それで指令センター等の整備あるいは署所ですねデジタル化の整備が進んでいるとのこととございます。その中でまあ仮運用につきましては、安房消防につきましては、2月19日仮運用ということでございますので、それに向けての工事につきましては、予定通り順調に進んでいるとのことで聞いております。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

それでは一応デジタル化については仮運用するところまでもう予定がされているので、順調に進んでいるというふうに理解いたします。そして共同指令センターの組織体制ですけども、20の消防本部から職員を派遣するという答弁がありましたけども、その指令本部は何人の体制で各本部から何人ぐらいの職員が派遣されるのか、その辺の状況をわかる範囲でお答え願います。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

共同指令センターの組織体制ということでございますけども、聞いているところでは、通信員につきましては、4班体制ですか、1班が19人で4班ですので、通信人として76

名、それプラス管理部門、これはシステム等の管理に係る職員が 10 名。合わせまして、86 人態勢でのセンターの運用となるそうでございます。個別のですね、各地区の消防署の派遣については申し訳ありません、承知しておりませんが、安房消防からは 4 名の職員が派遣をされるということでございます。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

まあ合計で 86 名の指令本部の体制ということですが、その中には例えば派遣された職員以外の、つまり常用の職員とかいうのはいるんでしょうか。その辺どうでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

全員が派遣職員で対応するというように聞いています。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

そうすると、管理体制、それからノウハウの蓄積とかそういう意味で派遣というところと一応年数が決まった派遣になると思うんですけども、その辺ちょっと疑問があるんですが、その辺の疑問するまで心配する必要がないのかどうか、その辺どうでしょう。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

まず、派遣の職員につきましては、年が明けて 1 月の下旬ぐらいから実際ですね、運用に関しての訓練が行われるそうでございます。派遣の関係につきましては、広域消防の人事上のことがあると思いますので、どのくらいのスパンでですね派遣期間があるかということは承知しておりません。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

それではやはり本部の体制というのはやはり非常に重要ですのでね、各派遣職員の任期とか細かい具体的なことがわかりましたらまたお知らせ願いたいと要望します。

次に、災害時、停電時の問題です。基地局も停電が長時間になったら使えなくなると思うんですね、それから災害の時にアンテナが倒れたりすれば通信不能になると思います。前回の質問の時にも指摘しましたが、その際の保管する情報連絡網等の検討な

んか安房広域でどの程度検討されているのか、わかる範囲でお答え願いますか。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

まず共同センター及び安房消防の関係でございますけども、それぞれ自家発電ですね、非常用の発電機を整備しているということで、当然燃料ですね、軽油等がですね補給すれば取りあえず何時間でも可能というふうには聞いております。それとあと指令系統の関係ですけども無線とですね有線系ということで二重化を図っているということでございます。千葉消防センターですね、共同指令センターの方へもし 119 番が受信できなかった場合にはそれぞれ各消防本部に迂回用の電話が設置してあるので、それぞれの 119 番を受信することができるというような形になっているようでございます。

個々、個別のですね、例えば共同アンテナが倒れた云々ということにつきましては申し訳ありませんが、そこら辺については確認をしていきたいと思っておりますが、お答えできるものがございません。

**○議長（中村豊）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次君）**

やはり今の答弁では、やはり災害時や停電時の補完する状況は心もとないという感じがしますんでね、その辺は阪神大震災以降、かなりその辺真剣に各地区で考えられていると思います。アンテナなんかにしても蓄電池の容量を大きくしたりとか、そういう対応なんかしているところが出てきていますので、できれば新しくつくる設備なんでね、普通よりも蓄電池の容量を大きくしてやるとか、あるいは耐震性能を高めるとかの答弁があれば少しは安心したんですけども、そういう意味で災害時の対応など新しい検討などが進んだというようなことがありましたら、またお知らせ願いたいと要望して質問を終わります。

**○議長（中村豊）**

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をします。

再開は午前 11 時 25 分といたします。

…………… 休憩・午前 11 時 16 分 ……………

…………… 再開・午前 11 時 25 分 ……………

◎一般質問

◎3番 緒方 猛 君

○議長（中村豊）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、質問者から要請がありましたので、資料を配布いたしました。

次に、緒方猛君の質問を許します。

3番 緒方猛君。

[ベルが鳴る]

○3番（緒方猛君）

私は今日はですね、2つのテーマについて提案を含めながら質問をさせていただきたいと思います。よろしく御対応の程、よろしくお願いいたします。

1つは、高齢者安否確認、私はSOSの発信だという具合に思っているんですが、このシステムとですね、もう1つは、鋸南町の環境審議会の条例の改正をしたらいかがかなと、この2つについて、提案を含めて質問をさせていただきたいという具合に思います。

まず初めですね、高齢者安否確認SOSの発信システムについてであります。ちょっと背景を申し上げますと、我が町ですね、4月1日現在の高齢者、65歳以上の人口はですね、3,412名 37.8%ですね。これは高齢化率という言葉でよく言われる数字です。御存じのとおり、県下2位ということになっております。その内ですね、一人暮らしは8年前は416人だったようです。これは人口比で4%。今年4月はですね、790人、8.8%になっております。10年前の数字が知りたかったんですが、ちょっと当局から出てこなかったということで8年前の数字にしております。私一方ですね、すこやかでデイサービスの送迎の協力をさせていただいております。週に1回木曜日にやっています。これはマイクロでですね、ワゴン車でですね、町内を走り回って6・7人乗せてくると、お昼ごろですね。それで3時ごろになったらお宅にお届けするというような作業をやっております。この方からですね、俺は一人暮らしをしていて、その奥さんはですね、デイサービスの御案内のとおり2通りあるんですね。2・3時間のコースとそれから朝から夕方までもっと長いコースがあります。その方は私が送迎しているのはお昼ごろ呼びに行ってもですね、3時ごろお連れするという方なんです。その方が俺倒れたらですね、いったいどうすればいいんだろうと、連絡ですね。そういう不安を切々と持っているという話がありました。一人暮らしに限らずですね、高齢者が毎日、その、どうにかなった時にですね、どういう具合に連絡をすればいいのか。要するにSOSの発信をどうす



ればいいのかというのは、それぞれの方ですね、大変御心配になっていることなんじゃないかなと。その人の気持ちを察するとですね、夜なんかもじっとしてられないと、寂しくなっちゃうということがあるんだろうと思います。で、もう1つショッキングなことが最近起きているんですが、皆さんのお耳にひよっとしたら入っているかもわかりませんが、鋸南町ではですね、実際に今年の冬、水仙の時期だったんですが、高齢者が、この方はちょっと目が不自由で、自宅に1人で、お年寄りの男性の方なんですが、生活していると。その方の息子さん夫婦はいるんですけども、下の方の町の方に降りて家を建てている。お父さんだけが自宅に住んでいる。そこにですね、毎日ボランティアの配食ボランティアの人が弁当を届けるという作業をしていました。ところがある日行ったらですね、いつも目が見えないまでも玄関の所まで出てきてありがとうという具合に言って弁当を引き取ってくれるということなんですが、この日はですね、2月の寒い日なんですが、朝から雨が降っていたということなんですが、出てこないとおかしいなということで、配食弁当の人も大変優しい人なもんですから、家の周りを一回りしてみたところ、ところが、家の前がですねちょっと深い谷間になっていて、そこが排水溝になっているんですね。その中に転げこんじゃってですね、水をせき止めるような形になって、朝からずっと昼まで凍えていたと。もう声も出せない状態になっていた。配食弁当の人は慌ててその方の固定電話を使って社協に連絡して、それなりの車に来てもらって、それで、小学校、保田の小学校まで連れてきて、そこからなんて言いますかね、ドクターヘリのヘリコプターで鴨川の病院まで行ってですね、一命を取り留めた。この方にはですね、私は息子さん夫婦に会いました。ちょっと個人情報的なこともありますけれども、そんなことも話しながらですね、是非私の思っていることの実現のために話をしたいんで、そういうところの話をして大丈夫ですねという了解は今日取ってきて、この話をさせてもらっています。是非そのようにさせてほしいということで、了解をもらっております。そんなことで、いざという時のですね、連絡の方法が非常に高齢者にはなくて、寂しい思いをしているということが現実としてあります。なんとか力になってあげられないのかなという具合に思っております。

そこで3つの質問を具体的にさせてもらいます。

1つ目はですね、安否確認システムがインターネットで調べますとですね、県下54の自治体の中で鋸南町だけが残念ながらですね、そういった安否確認システムがあるよという掲載がありません。これは本当に鋸南町だけがないのかどうかですね、というのが1つの質問です。これはですね、皆さんのお手元にちょっと資料をですね、つくって渡していますのでそれを見てください。高齢者安否確認システム聞き取り情報ということで、南房総市・大多喜町・御宿町の情報を私電話で直接聞いて、こういう項目で1から11までのですね、項目を電話でいちいち言いながら、これは私が考えた項目なんですが、

どこにもないわけです。これを聞きながらその3つの市町について、貴方の所はどうなっているんですかというようなことを尋ねた情報です。すべてですね、安否確認のシステムがペンダント式であるということで、導入した時期もですね4番目ですが、平成4年だとかですね、10年だとか、15年だとか。取り分け南房総市は合併時に全体がですね、入るような形のシステムにしてありますということですね。それから装置の費用ですが、これは装置そのものの費用と、これはリースがかかるようなんですけれども1万2,000円から1万5,000円くらいの費用とですね、それからリース代、この辺については町が負担してみたりですね、全額負担したというような所が大半になっています。取り分け御宿については、これは安い金額になっているんですけれども、それは1つ下の8番目の項目でわかるんですが、2市2町の広域消防という所に連絡が行くようになっているんだそうです。だから、そういう関係で安い費用になっている。その他の私が調べた南房総市と大多喜は東京の安心ケアサポートという所に連絡が行くことになっていて、これは当然私設、わたくしでやっていますからそれなりの費用がかかる。だけどそこに連絡が行けばそこから電話連絡というような形で消防の救急車が行ったりですね、その方の必要に応じた対応ができるというような形になっております。で、利用者についてはですね、南房総市は現在158人、大多喜は41人、御宿町は239人ということで、相当な方が利用していると。利用回数は多くない方が良いわけですが、月に2・3回というような形になっているというのが実態です。こういうシステムがあるということについて、鋸南はインターネットの情報によるとまた別な資料があるんですが、それは皆さんに、ペーパーの関係もあって皆さんにお渡ししておりませんが、町長さんと議長さんだけに渡してありますが、53市町村はですね、全部そのシステムがあって、鋸南町だけがハイフンになっております。ということはそれをつくる、インターネットをつくる情報を得るところが鋸南町の情報が得られなかったということなんだと思います。そんな、それで鋸南町だけがそういう設備がないのか、装置がないのか、システムがないのかということをまず1つお尋ねしたい。

それから2つ目ですね、平成12年から13年に福祉安心装置を実施したという話があるんですけれども、これが他の自治体は発展的に継続しているんですけれども、我が町はどうしてこれがなくなってしまったのかということをお尋ねしたい。

3つ目はですね、今後この、命の綱とも思えるですね、SOSの発信システムをですね、早急にこの町にも設置してほしいという具合に思いますけれども、いかがでしょうかというのが第1番目の質問です。

それから2つ目のですね、鋸南町の環境審議会条例の改正を求めますということについてはですね、今こういう具合の条例になっております。鋸南町の環境審議会の条例は、町長の諮問に応じて公害を防止するためのですね、必要な規制基準の制定及び環境保全

に関する基本的事項の調査審議を行うという具合に規定されております。要するに環境審議会としてはですね、町長さんからの諮問がなければ環境審議会は開けないという形に現在はなっております。そういう具合になっている市町村も沢山あります。ただし、一方ではですね、首長さんの指示がなく、諮問がなくてもですね、環境審議会を開くことは要するに首長さんの諮問を必要としないといえますか、その言葉が入っていない審議会ですね、これも自治体によってはかなりあります。そこで質問なんですが、環境の問題はですね、立場や知識また将来に対する影響など見解の違いが大きい問題でありますと、より広い意見に耳を傾けながらできるだけ審議会にですね、それが議題として上程されるようなですね、条例に改正をすべきだと思いますがいかがですかというのが1つの質問です。

それから2つ目はですね、現に首長さんの諮問に応じ、という文面がですねなくなっている自治体がありますよという、これは話の途中でも言いましたけれども、町の方でも調べてもらったようですけれども、7つか8つですね、そういう場所があるという具合になっております。具体的にはですね、近隣では館山市それから鴨川市ではこの首長の諮問に応じという言葉は入っておりません。これは入ってないとですね、どうやって議題を決めるんだろうかということはかなり骨を折るんだと思いますが、私はそれをあえて電話で聞いたところにもね、そこはどうしているんだという質問もしました。そこはちょっと大変なようですけれども、それが僕は民主主義だと思っているんです。手続きが大変だというのが民主主義なんです。えいやあと決めるのは決して民主主義ではないという具合に感じておまして、そういう苦労も民主主義の一つとして、この取り分け皆がですね、大勢の方が関心のある環境の問題については再検討していただきたいなという具合に思っております。

以上で取りあえず1回目の質問を終わります。

### ○議長（中村豊）

はい、緒方猛君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

### ○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「高齢者安否確認（SOS発信）システムについて」お答えをいたします。

1点目「安否確認システムは、インターネットで調べると県下54自治体中鋸南町のみシステム存在の掲載がない。現在鋸南町だけが何もないのか」についてであります。まず、議員御指摘のインターネット情報について申し上げます。

内容は「プランネット」という民間組織がウェブサイト「高齢者安否確認比較ドット

コム」において、一連の高齢者向け見守りや安否確認関連情報など、提供サービスに関する情報を掲載しているものであります。その中で、全国 1,742 市町村の一人暮らし高齢者の安否確認サービスに関する取り組みを、各自治体のホームページから調査し、その結果が掲載されております。実際にそうした取り組みを行っていない、あるいは実施はしているもののホームページに掲載がない場合には、ハイフン表示とした旨、コメントされております。

御質問の「鋸南町だけが何も無いのか」ということでありますが、本町では、平成 3 年度から老人日常生活用具給付等事業の中で、おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者の方を対象に、ごく簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な機器の給付を行っております。残念ながら、この事業による機器の申し込みはございませんが内容について、町のホームページに具体的に掲載はしておりません。インターネット社会でありますので、今後、町が実施している福祉サービス情報の発信の仕方について、善処してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の「平成 12 年から 13 年度『福祉電話：あんしん』装置を実施した話もあるが、これはどんなもので、何故他の自治体のように発展的継続ができなかったのか」についてであります。御承知のとおり、平成 12 年度に介護保険制度が始まりましたが、従前の日常生活用具給付等事業の対象用具が保険対象に移行したことから、その際、多くの市町村が給付事業の廃止あるいは、見直しをしております。廃止をした自治体の中には、緊急警報装置についてのみ、新たな事業として対応したところが多くあります。鋸南町の対応であります。当時 N T T における「福祉の電話：シルバーホンあんしん」という商品を希望者に低額で提供するといったサービス事業を受け、設置費用は町全額負担、維持費は利用者の負担ということで、平成 12 年度、13 年度に町単独事業として実施をさせていただきました。結果的には、平成 12 年度分については N T T の御尽力により、設置費用を全額会社負担していただいたところであります。なお、2 カ年での設置件数は 143 件でありました。

どのようなものか、ということですが、高齢者の方が自ら緊急の意思を伝えるもので、本体は電話機に接続いたします。離れた場所ではペンダント型の送信機を利用すれば、ボタン一つであらかじめ登録した身内の方、あるいはすぐに駆けつけてもらえる人 3 人まで通報できるというものであります。最初に登録された方が出ない場合には、第 2 ・第 3 と順に通報する仕組みとなっております。

「なぜ発展的継続ができなかったのか」ということですが、平成 12 年度の事業の実施の際、申込みにあたっては民生委員さんにも御協力いただき、対象者の方々に広く呼びかけていただきましたので、必要な方々には、その際ほぼ設置をいただいたものと認識をしております。また、介護サービスが導入されまして、日常的にホームヘルパー・ケ

アマネージャーが安否を把握できずるようになってきたことから、経済的な理由あるいは高齢者対応の携帯電話が普及してきたことなども、広い意味でその要因となっているのではないかと考えております。なお、事業で設置した方のその後の利用状況ですが、本年8月末現在の設置件数は58件となっております。

3点目の「今後この命の綱を他の自治体と同様に生きたシステムとすべきと思うがどう考えているか」についてであります。県内54市町村の取り組み状況について申し上げます。本年8月末現在、民間委託している市町村は47団体、直営6団体、社会福祉協議会での実施は1団体となっております。サービス形態はさまざま、民間委託の場合では、NTT回線を使った一方的な通報のみ行う「安心電話方式」、オペレーターを介して細かく安否確認サービスを行う「民間センター方式」、実際に通報宅まで出向いて行う「警備会社方式」など大きく3形態があり、参入事業者も多く各社さまざまなオプションサービスがあります。直営による場合でも、広域消防と連携し、直接消防署へつながる「消防署通報方式」を導入しているところもあります。いずれも、希望者に対するサービス提供となっておりますが、対象者の範囲、公費負担のあり方については自治体ごとにさまざまであります。近年、高齢者に対する福祉サービスの多様化が求められておりますが、緊急通報システムに対する取り組みに対しては、県内でも多くの市町村から、加齢に伴い利用される方々の装置への認識や理解度が低下していく傾向があることなど、現実的な課題があると伺っております。いずれにしましても、本町としては、今後も地域包括支援センターの介護予防事業を中心とした高齢者対策を引続き充実させながら、日常的に安否確認し合える体制づくりに尽力してまいります。また、併せて、一人暮らし高齢者等への個々の支援対策としても現行の制度見直しを含め、課題等を整理させていただきながら、本町における緊急通報システムの位置付けについて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

2点目の「鋸南町環境審議会条例の改正を求めます」についてお答えします。

鋸南町環境審議会条例は、環境基本法第44条の「市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる」旨の規定に基づき、平成8年に制定されたもので、県内の各市町村も同様の規定に基づき、一般的には、国の中央環境審議会の組織を定めた中央環境審議会令に準拠した形で組織を定めております。

御質問の1点目「環境の問題は立場や知識また将来に対する影響など見解の異なる大きい問題なので、より広い意見に耳を傾けることができる審議会とすべく条例を改正すべきと思うが、いかがか」についてであります。環境問題は、立場や知識また将来に対する影響など、見解の差は大きいものであることは十分に承知しておりますし、より

多くの方の意見をお聞きする中で、環境施策に反映をさせていくべきであると認識をしております。環境審議会の所掌事務である、公害を防止するための必要な規制基準の制定及び環境保全に関する基本的事項に関し、調査審議すべき事項と判断した場合には、町長からの諮問によって環境審議会にて調査審議をお願いしたいと考えております。したがって、現時点では審議会条例の改正は考えておりません。

2点目の「現に、“首長の諮問に応じ”が明文化していない自治体も多いと思うがどうか」についてであります。県内の自治体54市町村中7市町村で「首長の諮問に応じて」の文言がない条例となっておりますが、実態的には諮問・答申の形であり、諮問がなければ審議会は開催されないとのことでもあります。

以上で緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

### ○議長（中村豊）

緒方猛君、再質問ありますか。

はい、緒方君。

### ○3番（緒方猛君）

基本的にはですね、やることについては環境審議会です、環境のことを審議検討するということについては結論はまあ、行きつくところは同じわけですが、そのプロセスがですね、町長さんの諮問によってのみ環境審議会が開けるのか、あるいはより多くの町民の意見を吸収した中で、それも検討の末ですね、審議会のテーマとするかということのところが、私と見解が違うという具合に思うんですね。私は今の町長さんの、首長さんの諮問によって審議会を開くということについてはですね、過去そういう形であったんだろうと思います。現在7つのですね、これは役場の方で調べてもらったんですが、僕は鴨川とですね、それから館山、その他を調べたんですが、私どもの所は首長さんの諮問によりということになっておりませんよという具合に言われたところがあります。ただし、57中、54中ですね、7つしかそれが無いということのようですが、僕はこれが先行しているんだと思うんですね。本当は首長さんの諮問によって審議会を開くという方が楽なんです。けどより多くの町民のあるいは市民の意見も場合によってはそれを正しく認識して取り上げて環境のことですから取り上げて、先ほど町長さんも言いました環境の問題もいろんな問題があると。利害だとかですね。そういう関係がいろいろあるから広くそういうことを取り上げた上で判断して諮問するんだということですから、言葉ではそれでいいんですけども、現実には町長さんの諮問でという言葉がですね、厳然とあるとなかなかそこに上がっていかないというのが僕は事実じゃないかなと、だったらよりですね、民主的な館山がやっている鴨川がやっているというような形のものにですね、結果は同じになろうとも、そこに間口を広げてあげるという形が本当の民主主義じゃないかなという具合に思っております。これは多分どこまでいっても今日の

段階では議論が合わないのかもわかりません。ただおそらくですね、7つの市町村についてはですね、今までそうじゃなかったのが7つ変わったと、7つしかないよじゃなくて、7つ変わったということなんだろうと思います。で、おそらくこれはですね、町民の環境に対する意識というものはますます大きくなりますから無視できない形になっちゃう。言葉は悪いですけどもね。そういう形になってくると町長さんの諮問もさることながら、より多くの住民の意見を聞いて審議会に持っていくということが必要な時代が必ず来ると、私はそれに早く気がついてですね、この町もそういう審議会にされたらいかがかなという具合に思っております。

その一例を申し上げます。

これも皆さんの手元にですね、コピーを差し上げているんだと思うんですが、私は今年の1月13日に、議員であると同時にですね、環境審議会の議員、一人のメンバーになっています。12月までいってですね、環境審議会というのが1回も開かれませんでした。この町、考えて見ると、その資料にもありますように町の総合計画の16番目のですね、環境型社会の形成、まあ、これにはですね、自然環境の保護だとか、自然環境の調和だとか、それから行政の取り組みとして自然環境の保護再生について業者と関連しながら採石場跡地利用のですね、検討を進めるという具合になっているんですが、採石場の関係は実際にはどのようにフォローされているのかというのは我々はよくわからない。特に、これは私もハイキング等で見たわけですが、元名の奥の採石場が掘りっぱなしでどうもやめちゃっているんじゃないかなというようにところもあるけれども、これは行政とですね、連携をしながら再生を図っていくということについて、どういう具合になっているのかなど。この町は7つもそういう所があるということなんです、次々にやっぱり心配になってくる、そういう問題もあるわけですね。そういうことについて審議会で直ぐどうこうするという事にならないにしても正しいフォローとですね、業者側の対応ができていかならうかという疑問を持ちました。

それから2つ目はですね、海岸の松くい虫が多発して松が総なめになっているという問題。それから3つ目は原発の放射線量の問題、これもまだ1月ごろは、山の物とも海の物ともわからない。タケノコさえ危ない。シイタケが危ない。そういう時代でした。この3つについてはですね、結果はどうなるにしろですね、審議検討はする必要はあるんじゃないのかということで、僕はこの環境審議会の開催の要請をですね、担当課長さん宛てに出しました。ただし、僕はこの提案についてはですね、1月13日に出したんです。今日は傍聴の方もいますから勘違いしないでいただきたいんですが、鋸南開発さんが今埋め立てをしようという問題があります。これは5月の23日にですね、議員に説明会があった内容で、そのころについてはまったく私はまだそのことは知りませんでした。そういうことをする以前にこのことについてはですね、審議会としても検討する必要が

あるんじゃないかと。結論がどう出るにしたってそれは私は是認します。ただ議論もしないというのはですね、審議会はいらんんじゃないかと、極端に言ったら。そういう具合に思ったからなんです。で、先ほど話がありましたように、より多くの方の意見を聞きながら首長さんはこの審議会の諮問を出すという具合に条文的にはなっています。私は審議会の委員であると同時に、まがりなりにも議会議員という立場を今持っています。それは議会議員というのは町民のある面ではですね、代弁者であり、代表者であるという具合に自覚をしております。そういう者がですね、こういう審議会の必要性の要請をして、この結果が僕はどうなるのかなって見ていたんですが、あえて催促をしませんでした。はっきり言って私にはこれに対する回答はありません。ということはより多くの方の意見を聞きながら町長さんは諮問を検討するんだという具合におっしゃっているんですが、これは空文じゃないんですか。どこまで、どなたがこういう審議会をしてくれということの空気が生まれたらそれはより多くの者の意見だという具合に感知してですね、審議会に諮問を要求するんですか。お答えいただきたいと思います。

#### ○議長（中村豊）

はい、地域振興課長。

#### ○地域振興課長（福原傳夫君）

いまのどこでっていう話ですけども、この問題につきましては緒方議員の方と会った機会にはですね、御説明をさせていただいております。何度かこういう話はさせていただいていると思います。また、採石場の件につきましても許可権者が県です。そのため、県の方は四半期ごと、3カ月に1回現場を指導しております。また、休止状態の所も県の方では指導に行っております。そういうことも考えまして、審議会というよりも、その県の、許可権者であります県が、指導管理するべきであり、また私どもも現場において確認してなにかあれば連絡するような体制でやっております。

それと、海岸線の松くいの件でございますが、これについても何度かお話をさせていただいております。またこれについては主に保安林となっている所に松くい虫が発生しております。これは拡散しないように、県の方でも状況を把握し、また市町村の方に地上散布を県からやっている、県が地上散布を行いますというふうな連絡も来ております。また伐倒等も重ねてやっております。拡散しないように。これは時期を見てやっております。

それと放射能の件につきましては、先ほど諸般の報告の中にもありますけれども、8月から16カ所やっております。その中で心配されているホットスポットについても、そういう箇所があるんじゃないかということいろいろ探っておりますが、数値的には大きな基準値を超えるものはありませんでした。

こういうことを含めて審議会よりも、我々行政の中で対応できる、柔軟に対応できる



ものについてですね、県の方に要望したりとか、町で対応して審議会の方に基準とか政策とかそういう審議とは別にこういうことについて論議するというでなく、行政の中でやらせていただいているのが現状だと思います。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、緒方猛君再質問ありますか。

**○3番（緒方猛君）**

えっと、課長さんの今の話はわかりました。ただし私にですね、私がこんなことを言うっていうのは、この要請文を出してですね、要請書を出して、私になんて言いますかね、私がそうかという形でわかる、納得する形ですね説明は私は受けたつもりはありません。ここで追加して言いますけれども、いろんなことでですね、行政とお話をしていただく場合に私は意識改革をしてくださいということ度を々議題として取り上げています。口頭でなにかちらっと言ったと、だけど口頭では俺は、私は受けた人たちに話を持っていけないよ。なにかメモでもいいから書いたものよこせという具合に言うと、それは拒否します。どうしてだと思いませんか。私が言います。証拠を残すのが嫌だって言うんですよ。それではね、きちっとした請願書まで出して、立ち話的なことで回答をしたとかね、僕はそれは認識していません。はっきり言って。彼はこの間も私にそう言ってましたけれども、私はそんなこれを、これについては、このことについてはこうだよ、このことについてはこうだよ、だから今回の審議会でもこれはしないんですよということ言われた覚えはありません。第一これは私が出したですね、鋸南町の環境審議会の要請、開催をしてくださいという要請ですよ。開催をしてくださいという要請を、町長さんはこの文書見られましたか。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

私宛てに来ておりますので、その中で判断しまして、緒方議員さんの方に何度か説明を、先ほども言いましたけれども、何度か説明をさせていただいております。

**○議長（中村豊）**

はい、緒方君。

**○3番（緒方猛君）**

これねえ、環境審議課長に出したのはですね、そこに書いてますように地域振興課長がですね、環境審議会の庶務なんですね。庶務担当課が地域振興課なんです。だから地域振興課長宛てに出したんです。だから庶務さんはこういう要望があればこの意思決定があるのは庶務課じゃないんですか。庶務課でこんなこと意思決定するんですか。庶

務は事務局でしょ。業務のね、意識改革をしろとかって言うのは私はそういうことも含まれているんですよ。担当者に話をしても課長まで話がいかない。課長がすべてのね、最終的な意思決定を持っているんですか、担当者が、僕は違うと思うんですよ。民間企業だったらそんなのは話になりませんよ。この件については、非常にそういうことについてね、僕は逆鱗に触れました。したがって今日の一般質問で取り上げることにしました。なおかつ、今言いますように7つの町しかないよという言い方じゃなくて、7つの町がすでに、市長がすでにそうなっているんじゃないかと。そこも僕は検討したんだと思うんですよ。首長さんの指示によって諮問会議を開くという方が楽に決まっているんですよ。けどそこは先ほど言いました、繰り返しになりますけれども、民主主義というものは手続きが複雑なんです。やっかいなんです。けどそれを踏まえないことには多くの町民の意見を代表する、代弁するですね、包括する議会になったり、調整役になったり、そういうことにはなりえないわけです。だから時々私は町の仕事がですね、代替え商品がないから、上手にやってちょうだいよということを度々言います。こういう辛さがあってもですね、これを鴨川に言ったって、言ったってね、話にならないわけです。やっぱしここで問題はここの町で解決をしなければならない。そういうことを考えたならばですね、やっぱり1歩でも半歩でも前に行く、先に行くという意識を是非持っていたきたい。多分今日は結論は出ないんだと思うんですけども、私の希望はできるだけ早く、町民の意見がこういう取り分け環境、なにもかにもって言いません。取り分け環境等の問題についてはですね、いろんな方がいろんな角度から、学識のある方もいます。科学的な知識のある方もいると思います。私なんかありません。したがって、そういう方の意見も網羅しながら環境審議会が開かれ、スムーズな町の運営ができて、活力がないという町じゃなくて、僕は提案のことも盛んに提案しているんですが、提案もやったらどうですかと言うんだけど、大きな町じゃないからそんなのはやる必要はないというのが答えなんですけれども、それもこれも僕は聞いてあげたらいいと思うんですよ。だから提案の問題は申告してませんから触れませんが、この今審議会の私が言っていることも町民のいろんな形の提案が出てくる。議員さんにも出てくるでしょう。審議会のメンバーにも出てくるでしょう。そうしたらそういう意見も聞きながらですね、環境審議会を開くという形になることをですね、少しでも早くなることを希望しながら答えがあれば答えをもらいたいし、なければこれで要望という形で終わりにしたいと思います。

**○議長（中村豊）**

はい、町長白石治和君。

**○町長（白石治和君）**

いま緒方議員、さまざまな御意見を拝聴させていただきました。

私はですね、当然これ、環境審議会、組織でございます、5人の委員の方がおられるわけでありまして。緒方議員さんが今おっしゃっていることがその環境審議会の中でですね、合意形成されている状況であれば、当然会長からですね、環境、この問題についてですね、審議会を開いてほしい。そういう相談もですね、開かなければいけないんじゃないですかというような相談もあるわけでありまして。その辺のコンセンサスを十分に取っていただくことが必要かな。それが民主主義だなとそんなことも実は思うわけでありまして。民主主義にはですね、緒方議員がおっしゃられるように手間暇かかるということをおっしゃっていますから、当然手間暇かけてやっていかなければならないものだと思いますし、先だってもですね、そういう視点の中で、この件についてはですね、審議会を開催していただいた方が良いと判断をさせていただいて、先ほどからお話があることもですね、この問題もですね、いち早く審議会の方をお願いをしてですね、町に対してですね、審議をしてほしいというようなお願いをしてあるわけですから、そういう意味では決して町民の方々のいろいろなさまざまな御心配、御意見をですね、我々がくみ取っていないということではないということはお理解をいただきたいと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、緒方猛君。

**○3番（緒方猛君）**

いま町長さんからですね、緒方1人の環境審議会の意見をですね、環境審議会の会長さんがいます。十分わかっています。私を含めて5人ですからあと4人います。4人の方にはですね、この文書をそれぞれ渡してあります。それで私はこの文書を出した考え方なりですね、必要性を同じように手紙に書いて5人に渡してあります。それで会長さんにはどう考えますかという具合に僕は質問をしました。会長さんの答えは、こんなことここで言っているのかどうかわかりませんが公職の人ですからいいと思うんですけども、答えはですね事務局から声がないからいいんだろと、これが答えでした。自分の意思じゃないんですね。事務局からこれをやりますよと言われなからいいだろうと。そういうあんまり程度をどうこう言うつもりはありませんけれども、今町長さんが環境審議会の会長以下にですね、同じような話をして、そして持ち上げたらどうだということがありましたから、これ全部に言っております。5人に。それで出た答えは他の方からは、4人の方からは結果的にはなんの私にバックアップ、フィードバックもありませんでした。だから私はあえて会長さんにお尋ねしました。そうしたら今みたいな答えですので、ああそういう具合な考え方だったらしょうがないなという具合に思っていたんですが、そこでやめる性格のものではないという具合に私は判断しておりますので、今日の一般質問で取り上げさせていただいたということです。

以上です。

**○議長（中村豊）**

まだ時間はありますけれども、最初の高齢者安否確認の方の質問についてはいかがですか。まだ時間はありますけれども。

はい、緒方君。

**○3番（緒方猛君）**

回答の中でですね、お話の中で、加齢に伴いですね、これはお話があったわけですが、加齢に伴い、あるいは人によっては認知度も上がっていくということがあろうと思うんですね。そういうことがあって、いつまでもいつまでもこの制度がですね、有効なものではないですよという御意見を実施している自治体から聞いたという意味のことが確かお答えにあったと思うんです。それは考えてみてください、当然のことです。我が町は今38くらいの高齢化率がいつています。日本全体と比べたらですね、どのくらい先を行ってるんだと思いますか。私も時間がないから私と言います。35年先を行ってます。日本全体の高齢化率の。35年先です。だったら35年先ですね、全国平均に比べて35年先の高齢化率の高齢者に対する福祉の対応ができていくかということをもう1回お考えいただきたいという具合に思います。それと今のところは高齢者になったらこれは最後までですね、極端にいったら死ぬまでこれは使える物じゃないんです。ある時期だけなんです。そういうものであるということとちゃんとわかってから相手の話を聞いてもらいたいという具合に思います。

以上です。

**○議長（中村豊）**

以上で、緒方猛君の質問を終了します。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時半からといたします。

…………… 休 憩・午前12時14分 ……………

…………… 再 開・午後 1時30分 ……………

**◎一般質問**

**◎9番 笹生正己君**

**○議長（中村豊）**

休憩を解いて会議を再開します。

笹生正己君の質問を許します。

9 番 笹生正己君。

[ベルが鳴る]

### ○9 番（笹生正己君）

私はこの町の監査に関係しておりますので、ここでできる質問には制限がありますが、3点通告してあるので、順次質問いたします。

まず、空き家対策について質問します。

これは、6月定例前に準備したもので期間がたってしまいましたが、4月18日、NHKの特集番組「クローズアップ現代」、その日の視聴率は12%でしたので見た方もおいでになるかと思えます。「空き家が街をむしばむ」というタイトルでの特集でした。内容は過疎地だけではなく、都市部も含め全国的に空き家が増加している。そのため、老朽化したものから物が飛んだり、崩れたりするだけではなく、防災上の問題・不法投棄の温床・放火の危険等々、指摘されているということでもあります。

また、その後新聞でも他の番組でも、空き家の危険や空き家の利用が報道されていることは御存じかと思えます。

この鋸南町でも空き家は増えており、以前私も外壁が崩れそうな空き家。さらに、錆びた鉄筋だけで保っているブロック、触るとグラグラなブロックでした。そのお宅について相談を受け、担当者に持ち主に連絡を取ってもらうようお願いしたこともございます。このような空き家は、近所に住まう方にとっては迷惑を通り越して脅威になるかと考えます。

そこで今後の町の対応を伺わせていただきます。

次に庁舎内の禁煙について伺います。

喫煙または受動喫煙が健康を害すると言われて久しく、多くの自治体では早くから公共施設の禁煙を実施し、極端な自治体では海水浴場も含め、指定された場所以外では喫煙が許されなくなっています。

この町でも遅ればせながら、5月1日ですけれど庁舎内を禁煙といたしました。

タバコではまた一方、国も自治体も「タバコを吸ってほしい」という相反する面もございます。それは、タバコには、国たばこ税・地方たばこ税・たばこ特別税・消費税となんと、高負担税物品の中でも最も高い6割以上の税金がかけられており、国も地方も貴重な財源となっているからです。

鋸南町の23年度のたばこ税収は5,800万円。これは町税8億6,000万円の7%近くになります。町財政に大いに貢献していると言ってもいいのではないのでしょうか。

私は立場上言えませんが、喫煙家からの意見が多く聞かれますので質問するわけですが、タバコの自販機を設置したまま、そしてたばこ税の大きな収入のある役場の庁舎で、

分煙室あるいは喫煙所がないのはどういうことか。そしてまた、階段の踊り場でタバコを吸っている姿はみっともないのではないか。このような意見を聞きます。

町長はタバコを吸いませんが、このような意見をどのように考えるか伺わせてください。

最後に花について質問します。

町長が、覚えていますか、初めて立候補する時、国道沿いのニオイシュロランの根元の雑草を取っていました。今は草刈りが趣味のようで水仙の下刈りを一生懸命やっております。これは先頭に立って、「花であふれるまちづくり」を実践していると言っても良いと思います。

しかし、人の意見ですが、「公共の場に花が少ないのではないのか」「国管理の国道に役所関係の人が花を植えることはまだ良いとしても、植えっぱなしのように思いますがどうですか」などの意見を聞くことがあります。少ない金額でも金に余裕がないのか、また気持ちに余裕がないのか。余裕がないとすると大変ですが、どう考えますか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（中村豊）

笹生正己君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

#### ○町長（白石治和君）

笹生正己議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「空き家対策について」お答えをさせていただきたいと思っております。

安房地域、鋸南町・南房総市・館山市・鴨川市の空き家の現状でございますが、平成20年の住宅・土地調査の結果では、安房地域の空き家率は、統計上、別荘及び賃貸用の住宅等を含めまして25.5%となっており、千葉県の平均である13.1%の2倍程度に達しているわけでありまして。

空き家に係る町への相談の件数は、年間で2件程度ではありますが、高齢化、過疎化の進展や社会状況等の変化に起因をいたしまして、空き家は年々増加することが予測され、何らかの対策が必要であると強く感じています。倒壊の恐れがある等、危険な空き家は強制的に撤去するなど、効果のある具体的な対策が取れば良いのでありますが、私有財産であり、本来はその所有者や相続人が管理あるいは処分すべき建物でございます。現行では、町が法的に撤去等を行う権限はありませんので、所有者または管理者を調査した上で、適正な管理をしていただきたい旨の文書を通知し、所有者に自主的な改善を促しているのが現状であります。

議員御質問の「全国的に条例制定や、空き家バンクの事業が進んでいるが、鋸南町で

ほどのように考えているのか」についてであります。他の自治体では「空き家の適正な管理に関する条例」等を制定し、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、所有者等に対し、指導、勧告、命令、そして命令に従わなければ、住所及び氏名を公表するなどの規定を設ける取り組みも開始をされております。

また、全国的には、少数の自治体ではありますが、行政代執行を含め条例化した自治体もあります。事例として、本年4月にテレビ放送されました、秋田県の大仙市であります。大仙市では、隣の小学校に通う児童に危害が及ぶおそれがあるとして、これまでタブーとされてきた私有財産への介入を決断し、本年3月に全国初となる行政代執行による空き家の撤去が行われました。

本町につきましても、空き家対策に関する条例制定も視野に入れ、他の自治体の取り組みについて十分な調査、検討を行い、対応していきたいと思っております。

また、空き家バンク事業ですが、近隣では、鴨川市、南房総市及び館山市の一部で実施していると伺っております。本町におきましては、空き家の現状を把握しておりませんので、これらの状況を把握した上で、検討を行ってまいりたいと思っております。

2件目の「このままでいいのか“庁舎内禁煙”について」お答えをいたします。

喫煙又は受動喫煙が健康を害することから、各自治体では、喫煙及び受動喫煙に関わる対策を講じてきております。

特に、受動喫煙防止対策につきましては、平成14年に制定された健康増進法により、「学校・病院・官公庁施設等その他多数の者が利用する施設を管理する者は、必要な措置を講ずるように努めなければならない」とされております。特に、受動喫煙は、吸っている本人よりも肺がんなどのリスクが高くなるとされており、社会全体でこのような健康被害を防止するために法が制定をされております。このようなことから、本町では、本年5月1日から公共施設内は全面禁煙とさせていただいており、皆さんの御協力をいただいているところであります。

議員御指摘の「禁煙の理由はどうあれ、タバコの自販機は設置したままの状態での実施には疑問がある」とのことではありますが、施設内を禁煙とした現在も、タバコ自販機での需要もありますので、現行のまま設置させていただいております。

次に御指摘の「外で吸うのはかまわないということから階段の踊り場や、駐車場で喫煙する姿をみかけるが、このままで良いと思っているのか」についてであります。職員の喫煙場所については特に指定はしておりませんが、町民の方から見て不快感を与えているのであれば、是正しなければなりません。

今後は、来客者等を含めた喫煙所、分煙室を設けるかどうかについては、しばらく現状を検証させていただき検討していきたいと思っております。

3件目の「里山ときめきプロジェクトについて」お答えいたします。

鋸南町総合計画では、「三ツ星のふるさと」を目指し、基本計画に掲げる施策・事業を分野横断的に結び付けた3つの重点プロジェクトに取り組んでおります。

御質問にあります「花であふれるまちづくりの推進」につきましては、その中の一つ「里山ときめきプロジェクト」として、「特色のある花の景観づくりの推進」を主な取り組みとしております。具体的には、観光拠点として、佐久間ダムを中心に保田川や佐久間川等に水仙をはじめとする草花や桜を中心とした花木の植栽を進め、四季を通じて花を楽しめる空間づくりを進めているところであります。下佐久間出身の種苗家の方の呼びかけによりまして、地域住民の皆さんが道の駅や庁舎、小学校に、新品種の2段咲きオシロイバナを植栽する景観の整備も行われております。

また、多くの町民の皆さんが利用する公共施設等につきましても、行政だけでなく、地域住民の皆さんの御協力をいただきながら、季節の花を飾るなど、快適な施設空間づくりに努めていきたいと考えております。

「国道沿いの花について」であります。吉浜の保田漁港入口から大六の鋸南中学校入口の約1.2キロメートル間は、両側の歩道が新設された当初は、植栽樹にドラセナが植え付けられ、根元には、松葉ギクなどの草花も植栽されておりました。しかしながら、長年の風雨や台風などによって、枯れたドラセナも多く見受けられ、枯れた植栽樹には雑草が生えているようになりました。景観も良くない状況であることから、道路を管理しております千葉国道事務所に対策を協議しているところでございますが、町としては、環境にあった植物を植栽していただくよう要望を続け、快適な空間づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（中村豊）

笹生正己君、再質問はありますか。

はい、笹生君。

#### ○9番（笹生正己君）

この町では調査対象外だということで、1万人未満ですか、それは調査していないということでしたけど、この調査、基準がおかしいんじゃないですかね。この町で聞くのはおかしいんですけども、空き家の定義がおかしい気がするんですけども。もしそのままの25.5%でいくと3,500軒、まあ別荘も入れるから3,500軒あったとしたら、900軒くらいが空き家っていうことになっちゃう。別荘でも人が来ていれば空き家とは、普通の私の常識では、別荘は空き家とは言わないと思いますけれども、どう思います。

#### ○議長（中村豊）

総務企画課長内田君。



**○総務企画課長（内田正司君）**

統計上の数値につきましては、平成 20 年に総務省の方で行われた調査に基づいた数字となっております。鋸南町におきましては、調査区は 9 地区、1 調査区当たり 17 世帯。合計で 153 世帯についての調査が行われたということでございます。

御質問の空き家の定義につきましては、分類の方法につきましては、国の、総務省の方の基準に基づいた分類となっております。その空き家の定義につきましては先ほど御質問のありましたとおり、例えば 2 次的住宅というようなことでは、別荘、週末使うとか、普段は人が住んでいない住宅とか、あるいは賃貸用の住宅、あるいは売却用の住宅、それらも含めて空き家という定義と申しますか、くくりの中になっているということで、数字的に 25. 何%というかなりの高い率での数字となっております。ですから我々の感覚でいう空き家と若干感覚的にとらえる率とは違うのかもしれませんが。

**○議長（中村豊）**

笹生正己君。

**○9 番（笹生正己君）**

空き家と一口に言っても、今聞いた別荘、そして賃貸住宅、空き家になったから賃貸にしたのかどうかはわかりませんが。それで、現在住める、調べていけば答えてほしいんですけども。現在そのままちょっと手を加えただけで住める、まあ主観の問題もあります。調査は、もし、調べられていたら、どのくらいの割合で住める家、住めない家、それがあってしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（内田正司君）**

大変申し訳ございませんが、現時点での空き家の調査というものは現在行っておりませんので、実際住めない家屋、住めそうな家屋がどのくらいあるかということにつきましては、把握した資料はございません。

**○議長（中村豊）**

笹生君。

**○9 番（笹生正己君）**

いま私が住める家、住めない家を聞いたのは、扱い、町あるいは普通の住民、民間ですけど、その扱いが全然違う。先ほど話した NHK の問題でもそうですけれども、危ない家、取り壊さなきゃいけない家と、そして空き家バンクも答えていただきましたけれども、空き家バンクのようにどのように利用していったらよいか、そういうことを考える余地のある家とどれくらいの割合があるか聞きたかったからです。

そして、人が住んでないと、いわゆる風が通らないと家は急速に老朽化すると言われ

ています。私もそれはそう思います。かなりの数の住めない住宅が現在もあり、そしてまた急激に増えていくことが想定されると思います。住民が引っ越して行ってしまったとか、亡くなってしまって空き家になっているとか、そういうことでしょうけれども答弁のあったとおり私有財産であり、普通でしたら家族なり、親族なりがその利用を考えるとと思います。ただし、税制上の問題、すなわち 200 平方メートル未満の場合、宅地に住宅を建てると原則固定資産税が 6 分の 1 に減額されます。空き家になってもその減額率は変わらず、どんなにぼろぼろになってもそれは変わりません。また、建築基準法では、住宅の敷地は原則道路と 2 メートル以上接していなければならないということになっております。すなわち解体しても家が建てられない。このような理由から空き家が増えているという大きな要因だと報道されておりました。この町でも空き家に放火があったことがございます。理由はどうであれ、そのままにしておいてよいということはありません。危険な空き家など管理を所有者に義務付ける条例が、全国各地の自治体で制定されており、最初の答弁で町でも条例制定を視野に入れているということでしたが、私は早期に制定が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

これは 24 年の 1 月にですね、国交省の方でアンケート調査をした中での空き家管理に関する条例の制定状況でございますけれども、全国で 54 団体、内、代執行等を含む規定を入れているところは 12 団体あるそうでございます。

そのような中で、御質問にございますとおり、その空き家の問題につきましては、鋸南町におきましても件数も増えてくるであろうし、また大きな問題となることも予測はされるわけです。その中でですね、各自治体のですね、条例の制定状況、内容等を勘案した中でですね、鋸南町におきましても早期の条例制定に向けて検討をしてみたいと思います。

**○議長（中村豊）**

笹生君。

**○9 番（笹生正己君）**

早期の条例制定に向けて動いてくださるということで、それはよろしく願いいたします。また一方、使える家ですね、空き家バンクのことも答えていただきました。ネットで空き家バンクを検索すると、それこそ全国も含めていろいろな自治体の名前がズラッと並んでいきます。近隣では、ほとんど実施しており、現状を把握して検討するというのですが、どのように空き家かどうかを調べるんですか。

**○議長（中村豊）**

はい、内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

調査の方もなかなか難しい点があるかと思えますけれども、一時的にはですね、他の自治体でもやっておりますけれども情報提供というようなことの中でですね、広報等を利用した中で空き家の情報等を寄せていただく。あるいは当然他の空き家バンクの事業の関係につきましては、当然宅建業者ですね、不動産屋さんとの連携の中でそれぞれにおきましても他の自治体が進めているところがございます。それらの連携といいますか、連絡を密にする中で、あるいは実態調査も具体的に個別調査できるかどうかわかりませんが、できるだけその情報の把握をできるように考えてやっていきたいと思えます。

**○議長（中村豊）**

笹生君。

**○9番（笹生正己君）**

私は今の答えは各区長にお願いするという答えが返ってくるものと思っていました。一番簡単だからそういうふうに答えるかなと思っていましたんで、それは置いといて。坂の街長崎、これは私も同じ番組を見ているんで、その中でやっていたけれども、住宅密集地が山の斜面に形成されてきたこの長崎。いざという時に車も入らない。この鋸南町の中でも車の入れないお宅はいっぱいあります。これで車が通れずに避難できる場所もその中にはない。高齢化が進む中、空き家が点在してきたのを長崎市は解体費用を肩代わりする代わりにその土地を寄付してもらって、そして避難場所も兼ねた公園あるいは自転車置き場、公衆トイレ、そういうように整備したそうです。安全で住みやすいまちづくりにつなげてきて、これが評判を呼び人口流出が止まらなかった地域に流出が止まらないだけでなく、他所から移り住む人も出てきたということです。それは市のアイデアと言うか、それに協力してくれた住民の協力があってこそその話だと思えますけれども、それは成功と言って良いんじゃないかと思えます。まだ始めて5年くらいですかね。また、松江市では人口減少でインフラ整備が、この整備じゃない維持が大きな課題となっていて、街のコンパクト化に補助を出したり、そしてその他いろいろな所で再利用を考えているそうです。こういう事例、他にもあるようではありますが、こういうのを聞いてどう思いますか。

**○議長（中村豊）**

はい、総務。

**○総務企画課長（内田正司君）**

まちおこしとかですね、地域の活性化ということにつきましては、鋸南町も苦心して

いるところがございますけれども、なかなか効果的なですね、成果といいますか、目に見えた成果が表れていないのが現状かと思えます。その中で空き家を使った地域づくり、まちおこしというようなことでの事例を議員さんの方から紹介いただきましたけれども、もちろんあらゆる、いろんな方法があると思えますので、それもですね、ただ鋸南町に他でやっているものがそのまま使える、使えるというか条件的に使えるものかどうかわかりませんが、それらのものをですね、各自治体の状況も違うと思われましても、町にとってどういう政策といいますか、有益があるかということを含めまして研究、検討する中で反映ができればと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、笹生正己君。

**○9番（笹生正己君）**

先週ちょっと私視察っていうか、見て来たんですけれども。川崎市にそれはあったんですけれども、普通の、計算したら40坪ちょっとの家です。普通のちょっと大きめな家ですけれども、それを介護施設として利用している。それは良い方法だなと思ったんですけれども、入居者はアパートの住民として移り住む、それで介護の、正式な施設じゃないんですけれども、そういう施設も含めた、正規な施設も含めて5,000あるっていうんですよ。そういう利用も含めて、今後検討してほしいと思えます。

次の2番目の再質問に移ります。

答弁の中に、町民の方から見て、これは喫煙の問題ですね。民間の方から見て、不愉快、不快感を与えているのであれば、是正するとありました。見た方がみっともないとおっしゃる。それも1人や2人ではない。町の職員の感覚と、町民という、それ別ってことはないんでしょうけれども、それほど見方が違うんでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、総務。

**○総務企画課長（内田正司君）**

禁煙、施設の禁煙をした折にですね、当然傍から見てですね、見苦しいとかそういうことのないように十分注意してですね、喫煙等をしていただきたいとのことでの、内部的にはですね、そういう話をさせていただいております。ただ職員と町民の皆さんと感覚が違うのかということは、決して感覚が違うとは思っておりませんが、やはり客観的にもう一度、今一度ですね、そういう御意見もありますので、また喫煙に対する、なんというんですかね、場所とかそういうことにつきましては改めてですね、また職員の方にも通知申し上げたいと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、笹生正己君。

**○9番（笹生正己君）**

先ほど最初の質問で申しましたけれども、税金について、1箱20本で410円ですと、264.4円、64.5%税金なんですよ。1箱、この鋸南町で買ってもらうと92.36円これが市町村たばこ税、市区町村たばこ税として町に入ってきます。さらに、税の税源移譲が来年の4月1日ですか、25年の4月1日から決まっていますので、そうすると1箱買っていただくと、105.24円。これが町に入ってきます。県の分、これは法人実効税率の変更で県の分が増えちゃうから町によこすということですよ。このなんら他の税金と変わりないたばこ税です。しかもこれは買った時点で入ってくる決まり、町民税や固定資産税のような滞納もございません。優良な収入源であると思っております。たばこ税に対する見解を伺います。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（内田正司君）**

たばこ税につきましては、議員さんがおっしゃるようになりますね、商品本数に基づきまして町の方に税として入ってまいります。感想と言われましてもちょっと困りますけれども、通常的一般財源、一般の税源として、普通税としての実績もかなりございますので、町としてはやはりそれなりのといいますか、貴重な税収源となっております。

**○議長（中村豊）**

はい、笹生正己君。

**○9番（笹生正己君）**

私は社会の風潮に反してこのような質問、どなたもしないような質問を聞くために1冊の本を購入しました。これは房日に出ていたから、気がついて買ったわけですが、最初の質問でタバコの害と申しましたが、そもそも本当に言われるほど有害なんでしょうか。この本は順天堂大学医学部教授の医学博士が書いたものです。この方は「タバコを吸わないので擁護するつもりはない」と断っておいて、タバコと肺がんの因果関係は言われているけれども、実際は実験されて、いろいろ実験されてもそれは証明されていない。むしろ肺がんが増えているのは排ガスとか、その他の要因が大きいんじゃないかとか、各年代でタバコをやめた人、やめない人の寿命を測ったそうです。この結果は寿命が変わらなかったというデータであります。そういうことを書いてから、「今のタバコ狩りとも言える嫌煙運動は行き過ぎに思う」と述べています。他にも自殺者、3万人を超えている自殺者の中の2,000人を調べたらその中の2,000人に1人もタバコを吸う人がいなかった。これは良いことかもしれません。また逆に、タバコを吸うとその吸っている時血管が収縮するので、つい先日かその前の日か房日に載っていましたよね。血管が萎縮して、タバコを吸うと、なにになにが発症率が高くなる。%が、かなり高い%

が書いてありましたけれども、血管が収縮するので狭心症を起こす危険が一時的にしる高くなる。このような良いこと悪いことそれぞれいっぱい書いてあります。そして、そしてじゃないですね。南房総市で一時禁煙は敷地内すべて禁煙だったんです。しかし、今喫煙室ができています。新幹線のホームも一時すべて禁煙だったんです。それがホームに喫煙室ができています。先日私、東京駅に行ったんですけども、八重洲口降りたら地下街を大改修したそこに喫煙室が、地下街ですよ。東京の地下街、駅の地下街。そこに喫煙室ができています。これは後からタバコを吸う人たちのためかどうか、どういう理由か、それは全部聞いていないからわからないですけども。現にタバコを吸う人が3割強いる。そういう状況で喫煙室ができてきたんだと思います。やりすぎたんだと思います。先例がある。ここは遅く禁煙したから、先例がありますよね。先例があるのに禁煙とする、その前にやることをやらないで禁煙とする。それは順序が違うんじゃないかと、おかしいんじゃないかと思えます。とは言え悪いこともあるし、マナーの問題もあります。さらに世間の風潮、一番怖いこの問題があります。そこで検討すると答えられましたが、できれば喫煙室、名前は「リフレッシュルーム」の方が良いかと思えます。これを設けてほしいために質問をしているんですけども、どう思いますでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（内田正司君）**

順序が逆ではないかというようなお話でございますけれども、町長の答弁でお答えをさせていただきましたが、職員、職員と言うよりも来客者って言うんですかね。町民の方の喫煙所を設けるかどうかにつきましては、しばらくです様子を見させていただいた中で検討をさせていただきたいと思えます。

**○議長（中村豊）**

はい、笹生君。

**○9番（笹生正己君）**

是非、前向きな検討であってほしいと願っております。

それでは最後のこの、私はこの3件目の質問を付け加えたのは、ここに「里山プロジェクト」って言葉を引用したのは、そのまま載せるのが恥ずかしかったことと、総合計画を読むと里山となっておりますが、内容には地区ごとの特色ある花の景観づくりなど、真ん中に書いてあったやつですね。この中にありますけれども、そうすると町中花いっぱいにとれる内容だったから、これを引っかけで里山プロジェクトを入れたわけです。ところで先ほどの答弁は違っているんじゃないですか。国道事務所は、根元に松葉ギクとか答えられましたけれども、千葉、国ではニオイシュロランだけを植えたとは私は認識

をしておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

そうですね、国道の方は、国道事務所では、植栽柵には、議員さんが言うとおりの、ニオイシュロラン、こちらの方で言うドラセナですか。それを植えております。

**○議長（中村豊）**

はい、笹生正己君。

**○9番（笹生正己君）**

いままで3回ほどあの根元に柵と言うんですか、柵と書いてありましたから。花が植えられるようになった柵の所に3回ですかね、草花を植えられました。どなたがやったかよく存じませんが、3回目は私は存じているんですけれども、職員組合で植えましたよね。先ほどの答えの中に、潮風に強い草花をって、それを植えてもらうように千葉国に頼んであるということですがけれども、松葉ギクも潮風に強いんですよ。それで途中で植えたやつは私、種類はわかりません。でもよく増える花です。そもそもあれ、桜も川の土手に植えてちょっと問題になったこともありましたがけれども、町の土地じゃない所にそういうのを植えていいのでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

町の河川等につきましては、2級河川につきましては県の方に占用許可申請を出して、良いよということで許可を取っております。国道の植栽柵につきましては先ほどから言われます松葉ギクですか、そういうものにつきましては景観とかそういうものを考慮した中でやらせてくれということで、国道事務所の方と協議をいたしまして、植えることを了解していただいております。書類的にはないですけれども、協議して、立ち会ったりしていただいているのが現状でございます。

**○議長（中村豊）**

はい、笹生正己君。

**○9番（笹生正己君）**

それはわかりました。

ちょっと後から許可を受けたようなところもあったような気がしますけれども、この今植えてある水仙、直に枯れてしまいます。咲いている時もバラバラなんですよね。これよくわかっている人が号令を取らないで、そのまま植えたからかな。こっちにはよけい咲いているし、片寄って咲いているし。水仙は水はなくても、ちんちくりんになって

咲きますけれども、丈夫な花です。それを管理、管理するって、管理はうちじゃないからしないのかもしれないけれども、草茫々なんですよ。それで気がついた人、あるいは自分の家の前、私も一つだけはやってありますけれども、それはやっているようですけれども。この先ほど、千葉国に頼んであるって言いましたけれども、もし、違う花がこういうのだから言われたら、その水仙はどうするんですか。いま植えてある水仙。皆さんが職員組合で一生懸命植えた水仙はどうするのでしょうか。

**○議長（中村豊）**

はい、福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

いまのところ、国道事務所と協議している中では、なにを植えるというのは決まっておられません。現場を立ち会っていただいて環境に合ったものをお願いしたいということで今のところ協議しております。

それで職員組合で植えたんですけれども、その水仙につきましては、掘って、町の方も水仙とかいろいろ植えたりなんかしておりますので、掘り上げて別の箇所にはですね、もしそこに植えるものが決まって、そこが邪魔になるようであれば掘り起こして他の所に活用させていただいてですね、利用したいと思っております。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、笹生君。

**○9番（笹生正己君）**

いまの水仙植えるアイデア、職組のどなたが言ったかわかりませんが、あれはこの町、日本一の水仙だって言っているんだから、あれはあれで私はすごい良いと思います。水仙の時期にお客が一番多い、あの辺通るお客が一番多い。だから私は水仙はそのまま、それとも他のと併せて植えるか。水仙が私は良いかと思います。ただ、あまりに少ない。4本くらい立っている所と、植えてある所、それはちょっと直した方が良いと思いますけれども、水仙の町だって言っているんだから、水仙は私は良いと思います。

まあ、昔の話で恐縮ですけれども、私が小学校の時、日直というのがありました。鋸南町在住の先生でしたけれども、日直の人は庭でも近所でも良いから家の人の了解を得て、花を持ってきて、ここへと植えてくれ、いけてくれ。そして、花のない人は草でもいい。ススキでもいいからここへいけなさいということで花瓶を持ってきました。その年はずっと1年中なにかしら飾ってありました。そういうことを覚えています。これから、先ほどの高齢者の質問も前の方からありましたけれども。さらに進んでいく高齢化社会に向かって。花を愛でる気持ちすらなくて、なんで高齢者に優しい施策が取れる



のかとは、ある人の書いた本の中の一節です。2年前の国体の時、花を預かって、それを相当な量を枯らした。こういうことのないように、今後起こらないように。それを希望し、そして要望し、すべての質問を終わります。

以上です。

**○議長（中村豊）**

以上で、笹生正己君の質問を終了します。

では、2時25分まで休憩します。

…………… 休 憩 ・ 午後 2 時 1 4 分 ……………

…………… 再 開 ・ 午後 2 時 2 5 分 ……………

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

休憩を解いて、会議を再開いたします。

日程第5 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

**○総務企画課長（内田正司君）**

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」御説明をいたします。

専決処分の御承認をお願いするのは、「平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」でございます。

6月19日台風4号による被災施設の修繕等にかかる予算、471万6,000円を去る7月2日に専決処分させていただきました。地方自治法第179条第1項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

7ページ、最終ページでございますけれども、御覧をいただきたいと思います。

第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費でございます。修繕料60万2,000円につきましては、旧佐久間小学校前のスクールバス待合所にかかります修繕費でございます。続きまして、第2項小学校費、第1目学校管理費、修繕料78万2,000円につき

ましては、勝山小学校教室棟屋根押さえ修理及びプールテント修理、失礼いたしました。屋根押さえの修理 33 万 2,000 円、プールテント修理 45 万円の修繕費でございます。続きまして、第 3 項中学校費、第 1 目学校管理費、修繕料 11 万 9,000 円につきましては駐輪場屋根ガラス修理にかかるものでございます。第 5 項社会教育費、第 2 項公民館費でございますが、修繕料 7 万円につきましては屋上防火水槽マンホール蓋修理費でございます。第 6 項保健体育費、第 2 目体育施設費にかかります修繕料 76 万 7,000 円は岩井袋野球場フェンス及び進入道路門扉にかかります修理費でございます。3 目町民体育施設費、修繕料 138 万 9,000 円につきましては、海洋センタープール上屋膜体修理 136 万 3,000 円及びアリーナ下の窓強化ガラス修理費 2 万 6,000 円でございます。

第 10 款災害復旧費、第 2 項、第 4 目漁港施設災害復旧費 98 万 7,000 円につきましては、保田漁港災害復旧測量設計業務委託費でございます。

6 ページをお願いいたします。

本補正予算にかかります財源でございますが、第 18 款繰越金、前年度繰越金 471 万 6,000 円を充当させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

#### ○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（中村豊）

日程第6 議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について）」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

### ○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」御説明をさせていただきます。

「平成24年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第1号）について」であります。地方自治法第179条第1項の規定により、去る8月6日、専決処分をいたしましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

地方公営企業法第33条第2項において、「条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない」と規定されております。これを受けまして「鋸南町病院事業の設置等に関する条例第4条」において、「予算で定めなければならない資産の取得及び処分は、予定価格が1,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡」と、規定をしております。

今年度、鋸南病院に医療機器MRIの購入を予定しておりますが、当初予算におきまして、予算額の議決をいただいているところでございます。しかしながら、明らかに予定価格1,000万円を超えるものでありますので、併せて重要な財産の取得として、その旨の議決もいただいております。

このことにつきまして、その議決部分について、このたび専決処分をさせていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御承認賜われますよう、お願い申し上げます。

### ○議長（中村豊）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

**◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第7 議案第3号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

議案第3号「鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

現在鋸南町におきましては、千葉県が実施する子ども医療費支給助成事業を受け、小学校3年生までの入院及び通院について、医療費の助成を行っております。本年12月から、千葉県が保護者の経済的負担の大きい入院医療費の助成対象を「中学校3年生まで」拡大することになりましたので、鋸南町におきましても、県の方針に準じて対象を拡大いたしたく、関係条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

別表になります。別表、この右側が現行、左側が改正案でございます。

現行の「6才に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」いわゆる小学校就学前の乳幼児と、上記に掲げる者以外の者、いわゆる小学校1年生から小学校3年生につきましては、左側、改正案のように、それぞれ乳幼児、小学校低学年児童と表記を改めまして、その下に小学校高学年児童及び中学生を加え、入院一日につき、負担基準

額を 300 円と規定し、対象の拡大をしようとするものでございます。

1 ページ、新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条におきましてはただいま申し上げました用語の定義を規定させていただきまして、めくっていただきまして、2 ページになりますが、第 4 条におきまして、助成の対象となる医療についての定義をここで定めようとするものであります。

なお、この条例は本年 12 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第 8 議案第 4 号「鋸南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

**○総務企画課長（内田正司君）**

議案第4号「鋸南町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」御説明をいたします。

本条例改正は「災害対策基本法の一部を改正する法律」が平成24年6月27日に公布されたことにより、条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正をお願いするものでございます。

災害発生時におきます地方防災会議と災害対策本部の所掌事務について、見直しや明確化をし、災害発生時の情報収集等は災害対策本部が担うこととし、防災会議の所掌事務に、市町村長の諮問に応じて防災に関する重要な事項を審議すること等を追加するものです。

それでは、新旧対照表を御覧願います。

現行の防災会議の所掌事務に関する規定でございますが、第2条第2号「町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること」、この第2号を改正案第2号では「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改め、新たに第3号として「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること」を追加し、現行の第3号を第4号に繰り下げをするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第9 議案第5号「鋸南町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

**○総務企画課長（内田正司君）**

議案第5号「鋸南町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

本条例につきましても、「災害対策基本法の一部改正」により、条例の改正が必要となりましたので、お願いをするものでございます。

新旧対照表を御覧願います。

現行条例第1条で引用する条文「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第10 議案第6号「鋸南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 菊間幸一君。

〔教育課長 菊間幸一君 登壇〕

**○教育課長（菊間幸一君）**

議案第6号「鋸南町立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

鋸南町では、少子化による子どもの減少、教育施設の老朽化に対応すべく、教育施設等の環境整備に努めながら再編を進め、すでに、中学校・幼稚園及び保育所を1カ所としております。

小学校についても、昨年7月に、小学校統合準備委員会を設置し、統合場所を、平成20年度に普通教室棟、平成22年度に屋内運動場が新しく完成した勝山小学校とし、統合期日を勝山小学校管理特別教室棟の改築後として統合の協議を進めているところでございます。

今後、統合に向けて各種項目の協議を円滑に進めるにあたり、条例改正により統合小学校名、統合場所及び統合時期を明確にすることが必要であります。については、小学校の名称及び位置は、鋸南町立小学校設置条例第2条で規定されておりますので、条例の一部改正をお願いしようとするものであります。



それでは、新旧対照表を御覧ください。

第2条の表で、保田小学校の項を削り、勝山小学校を鋸南町立鋸南小学校に名称を改めようとするものであります。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第11 議案第7号「千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

**○税務住民課長（渡邊昌廣君）**

議案第7号「千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」御説明させていただきます。

外国人登録法が廃止されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第291条の3第3項の規定による、関係地方公共団体との協議を行うにあたり、同法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものです。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表を御覧下さい。

外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法に一本化されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について、改正を行うもので、別表第2の備考1及び2の「及び外国人登録原票」を削るものです。

なお、この規約は、千葉県知事に届け出の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

### ○議長（中村豊）

日程第12 議案第8号「鋸南町監査委員の選任について」を議題といたします。

総務企画課長より提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

[総務企画課長 内田正司君 登壇]

### ○総務企画課長（内田正司君）

議案第8号「鋸南町監査委員の選任について」御説明を申し上げます。

鋸南町監査委員として選任することにつきまして、議会の御同意をお願いいたします方は、住所鋸南町勝山291番地の2、氏名川名洋司、生年月日昭和41年5月9日でございます。

任期は、平成24年9月18日から平成28年9月17日までであります。

なお、資料といたしまして、公職歴をお手元に配布してございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

### ○議長（中村豊）

説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩をいたします。

議員各位は自席でお待ちください。

……………休憩・午後２時４７分……………

川名洋司 氏 入場

……………再開・午後２時５０分……………

**○議長（中村豊）**

休憩を解いて、会議を再開いたします。

監査委員、川名洋司氏から同意されたことについて挨拶をしたき旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

川名監査委員には檀上にてお願いいたします。

〔監査委員 川名洋司君 登壇〕

**○監査委員（川名洋司君）**

ただいま、監査委員に選任されました川名洋司でございます。

議員の皆さまの同意を賜り心から厚く御礼を申し上げます。

私は税理士の仕事をしておりますので、普段は企業の帳簿の整理や決算書の作成をし、税務申告をしております。また、２年ほど前より鋸南地区環境衛生組合の監査委員をさせていただいております。これらの経験を生かして監査ができたなら良いと考えております。ただし、まだまだ行政につきまして不慣れな面もございますので、町長はじめ、議員の皆さま方、監査委員の浪川さん、そして行政の職員の担当者の皆さま方の御指導御鞭撻御協力を賜りまして、その職責を全うしたいと思います。

最後に私も鋸南町の住民でございますので、町民の目線に立った監査を心がけたいと思います。

以上でございます。

ありがとうございました。

**○議長（中村豊）**

川名監査委員には今後鋸南町の監査のため、御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

御苦労さまでした。

**◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第 13 議案第 9 号「指定管理者の指定について（鋸南町デイサービスセンター）」

を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

### ○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第9号「指定管理者の指定について（鋸南町デイサービスセンター）」について、御説明申し上げます。

デイサービスセンターにつきましては、平成20年4月1日から、指定管理者として鋸南町社会福祉協議会を指定し、管理委託しておりますが、明年平成25年3月31日をもって、指定期間が満了となります。

このことにつきまして、デイサービスセンターの管理運営業務を、引き続き指定管理者により管理委託をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、鋸南町デイサービスセンター、指定管理者とさせたい団体は、鋸南町保田560番地、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会、会長高橋喜安でございます。

なお、指定の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（中村豊）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第 14 議案第 10 号「指定管理者の指定について（鋸南病院）」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

議案第 10 号「指定管理者の指定について（鋸南病院）」について、御説明いたします。

鋸南病院につきましては、平成 20 年 4 月 1 日より、医療法人財団鋸南きさらぎ会に指定管理者として指定しておりますが、明年平成 25 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了となります。

このことにつきまして、引き続き、鋸南病院の管理運営業務を指定管理者により管理委託いたしたく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、鋸南町国民健康保険鋸南病院。指定管理者といたしたい団体は、鋸南町保田 576 番地 1、医療法人財団鋸南きさらぎ会、理事長金親正敏であります。

なお、指定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第 15 議案第 11 号「工事請負契約の締結について（勝山小学校管理特別教室棟改築工事）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

**○総務企画課長（内田正司君）**

議案第 11 号「工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

工事請負契約を締結しようとする工事は、鋸南町立勝山小学校管理特別教室棟改築工事であります。

去る、8月20日午後1時30分から、制限付一般競争入札方式により、入札を執行いたしました。参加業者3社による入札の結果、落札業者の住所千葉県安房郡鋸南町勝山353番地、株式会社鈴木工務店、代表取締役矢口盛明と請負契約を締結しようとするものであります。

契約金額は5億6,175万円であり、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中村豊）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、12番三国君。

**○12番（三国幸次君）**

1点だけ契約の方法のところですが、事後審査型制限付一般競争入札、これはどういうことなのか。わかりやすく説明してもらえますか。

**○議長（中村豊）**

総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

今回のですね、入札要件につきましては、例えば経営事項審査結果通知特別総合評点、要するに経審ですね、の点数が1,300点以上であるとか。過去にですね、過去10年間におきまして、同等の鉄筋コンクリートづくりの建築物を元請けとして施工した実績があるとか。もろもろの条件が付してございます。それを事前に審査をするのではなく、入札して、落札した業者につきまして、その資格要件についての要件を満たしているか、該当するかどうかを審査をするということで、その意味での事後審査型ということになっております。

落札業者についての入札資格の審査を入札後に要件に合わせて審査をするという、ということで事後審査型という言い方になっております。

**○議長（中村豊）**

はい、12番三国君。

**○12番（三国幸次君）**

入札が終わって、落札業者に対して、落札してから審査をするということですけども、過去にそういう形でやられた入札はどのくらいあって、例として審査に合格しなかった例があるのかどうか。その辺どうでしょうか。

**○議長（中村豊）**

総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

勝山小学校のですね、体育館の工事、体育館につきましてこの制限、同じような形でやらせていただいております。なお、前段の質問で私のお答えがちょっと不十分だったかもしれませんが、いわゆる指名競争入札ではなくて、順次条件に合ったところが何社でも参加できるということです。事前に資格審査をしての入札ということではないということで、事後型の資格審査という形になっております。



**○議長（中村豊）**

はい、12番三国君どうですか。

**○12番（三国幸次君）**

やはりあまりしっくりぴんとかないんで、別の形でお聞きします。

終わります。

**○議長（中村豊）**

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第12号の上程、説明**

**○議長（中村豊）**

日程第16 議案第12号「平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

**○総務企画課長（内田正司君）**

議案第12号「平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

今補正予算は歳入歳出それぞれ 4,536 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 39 億 9,718 万 6,000 円とするものでございます。

それでは 10 ページをお開き願います。

歳出から御説明を申し上げます。

第 2 款総務費、第 1 項、第 1 目一般管理費でございますが、総務企画課臨時職員賃金をお願いしてございます。賃金と社会保険料の合計で 82 万 3,000 円でございます。10 月から 3 月までの 6 カ月分の賃金をお願いいたしました。第 3 目財産管理費、11 節需用費でございます。279 万円をお願いしてございます。本庁舎 2 階委員会室ファンユニット交換 130 万円、庁議室雨漏り修理カーペット張替 77 万 7,000 円、屋内消火栓設備修理 33 万 3,000 円等でございます。

18 節の備品購入費でございますが、59 万 1,000 円につきましては議会中継機器購入費用でございます。12 月議会よりインターネット中継を予定しているところでございます。

第 7 目の循環バス運行事業費、修繕料 36 万円につきましては、循環バスブレーキ修理等にかかります費用でございます。

第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費 63 万円でございますが、国保会計に総合事務組合負担金を計上するため繰出しをするものでございます。8 目障害福祉費、1 節報酬 54 万円につきましては、障害者介護給付費等審査会委員報酬でございます。今後 6 回の開催を見込んでおります。23 節でございます。償還金利子及び割引料につきましては前年度分精算に係る費用を掲載してございます。障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金 392 万 5,000 円、地域生活支援事業費国庫補助金返還金 24 万 8,000 円でございます。

11 ページをお願いいたします。

13 節委託料の、委託料でございます 42 万円につきましては、先ほど議案第 3 号を可決していただきましたが、平成 24 年 12 月から子ども医療費助成のうち入院に係る助成対象を中学校 3 年生までに拡大するため、システム改修が必要となりましたので、42 万円をお願いするものでございます。

第 4 款の衛生費をお願いいたします。第 1 項、第 2 目予防費でございます。13 節委託料 97 万 3,000 円につきましては、9 月 1 日から導入する不活化ポリオワクチン接種、乳幼児 40 名分の予防接種委託費でございます。

第 5 款農林水産業費、第 1 項、第 3 目農業振興費でございます。19 節の有害獣被害防止対策事業補助金 399 万円につきましては 19 カ所、8,310 メートルの電気柵・物理柵設置に対する補助金です。県補助金 319 万 2,000 円が交付をされるものでございます。その下の鳥獣被害防止総合対策事業交付金 50 万円につきましては、県から 2 分の 1 の補助金を受け、イノシシ用箱わなの購入や講習会開催に対し鋸南町有害鳥獣対策協議会に助

成するものでございます。次の獣害に負けない農村集落づくり事業補助金 40 万円につきましては、房ヶ谷有害獣対策協議会のイノシシ解体所の整備に係ります費用及び講師謝礼に対しまして、事業費の 3 分の 1 を助成するものでございます。なお、県につきましても事業費の 3 分の 2 を直接協議会に助成するものでございます。第 7 目、佐久間ダム維持管理事業費でございます。修繕料 19 万 4,000 円につきましては、佐久間ダム農村都市交流広場トイレの浄化槽曝気ブロワーの修繕費でございます。

続きまして 12 ページをお願いいたします。

第 6 款商工費でございます。第 1 項、第 3 目観光費でございますが、13 節委託料 90 万円につきましては佐久間ダム公園にありますじゃぶじゃぶ池南側斜面の一部 3,477 平米を伐開し、景観整備をするものでございますが、佐久間ダム湖観光生産管理組合に事業を委託するものでございます。なお、財源につきましては、豊かなまちづくり基金、90 万円を充当するものでございます。15 節の工事請負費でございます。老朽化が著しく危険であります、保田・勝山駅前観光アーチにつきましても撤去工事費 89 万円をお願いいたしました。

第 7 款土木費、第 3 項、第 1 目住宅費でございます。23 節の償還金利息及び割引料でございますが、町営住宅使用料過誤納還付金 64 万 1,000 円につきましては、平成 20 年度から 23 年度における町営住宅使用料算定に誤謬がありまして過誤納分を還付するものでございます。なお、対象世帯は 4 世帯となっております。

第 9 款教育費、第 2 項小学校費、第 2 目でございます。18 節の図書購入費 52 万 6,000 円及び、次ページでございます。13 ページをお願いいたします。中学校費にかかります、第 2 目教育振興費、同じく図書購入費 50 万 1,000 円。これにつきましては、教育振興費寄付金 100 万円を充当するものでございます。故小笠原教育長、御遺族からの寄付となっております。13 ページのその上、図書費の上でございますが、修繕料 66 万 6,000 円につきましてはバスケットボールのルール改正に伴います、バスケットコートラインの書き換え 3 面分を計上いたしました。第 5 項でございます。社会教育費、第 2 目公民館費でございますが、修繕料 168 万 6,000 円でございますが、公民館内 47 カ所の非常照明電池交換 128 万円、自家発電バッテリー交換 21 万円、その他屋外階段手すり爆裂修理 14 万 7,000 円等にかかります修繕費をお願いをしたところでございます。第 6 項の保健体育費、第 3 目町民体育施設費でございます。修繕料 29 万 3,000 円につきましては、中学校と同様、海洋センターのバスケットコートライン書き換え 1 面分をお願いするものでございます。第 10 款災害復旧費でございます。第 1 項、第 1 目道路橋梁災害復旧費、15 節工事請負費 1,370 万円でございますが、このうち町道、本災害工事につきましては、今年 5 月に被災いたしました町道 2 路線の災害復旧工事となっております。町道 4030 号線、これは上佐久間地区でございますが、延長 19 メートル、町道 4056 号線奥山 6 メー

トルにつきましては、失礼いたしました。災害復旧工事となっております。

失礼しました。訂正させて説明をさせていただきます。

すいません、道路災害復旧工事費の町道 2040 号線、110 万円につきましては平成 23 年度から繰り越した工事費がございますが、工事費に不足が生じまして、110 万円の追加工事費をお願いをしたところでございます。その下の道路災害復旧工事 1,260 万円につきましては町道 4030 号線、上佐久間地区ですね、これが延長 19 メートル。町道 4056 号線、奥山地区の町道、延長 6 メートルにかかります災害復旧費にかかります工事費でございます。

第 2 項でございます。第 4 目漁港施設災害復旧費、15 節工事請負費につきましては 6 月に被災した漁港施設、公民館裏の吉浜護岸でございますが、波返し延長 20 メートル、水叩き 30 メートルの工事請負費でございます。700 万円をお願いをいたしました。

14 ページの、第 12 款諸支出金、第 1 項基金費でございますが、豊かなまちづくり基金費へ 95 万円の積立をするものでございます。9 月補正後の基金残高は 444 万 2,000 円となるものでございます。

続きまして歳入の御説明をいたします。

8 ページをお開き願います。

第 12 款使用料及び手数料、第 1 項、第 4 目の土木使用料、町営住宅使用料過年度分 4 万 2,000 円につきましては、先ほど歳出の方では還付の説明をさせていただきましたが、平成 20 年度から 23 年度につきましては不足分ですね、誤謬分がございまして、4 万 2,000 円を計上したところでございます。

第 13 款でございます。国庫支出金でございますが、公共土木施設災害復旧費補助金 628 万 6,000 円、補助率は 3 分の 2 でございます。同じく第 2 項国庫補助金の、第 6 目農林水産業費国庫補助金、保田漁港災害復旧事業補助金 400 万円。これにつきましても、3 分の 2 の補助率となっております。

第 14 款県支出金でございますが、有害獣防止被害対策事業補助金 319 万 2,000 円、鳥獣被害防止総合対策交付金 25 万円となっております。

第 16 款の寄付金でございますが、豊かなまちづくり基金といたしまして 81 万 2,000 円、これは平成 24 年度中の寄付金を計上したものでございます。7 月 31 日現在での寄付金の総額でございます。第 2 目の教育費寄付金でございますが、100 万円につきましては先ほど申し上げましたとおり、小学校・中学校の図書購入費に充てます指定寄付でございます。

続きまして第 17 款繰入金でございますが、特別会計繰入金は介護保険特別会計繰入金 221 万 6,000 円につきましては前年度精算分の繰入金となっております。

9 ページをお願いいたします。

財政調整基金でございますが、3,838万8,000円を減額するものでございます。豊かなまちづくり基金につきましては90万円を取り崩しをするものでございますが、景観整備事業に充当するものでございます。

第18款繰越金でございますが、前年度繰越金5,703万1,000円をお願いいたしました。前年度繰越金1億6,522万2,000円全額が計上済みとなるものでございます。

第20款の町債でございますが、臨時財政対策債は241万7,000円につきましては普通交付税が確定したことによりまして、発行可能額241万7,000円を増額をお願いをするものでございます。その他現年災害復旧債にかかります、土木事業の災害復旧にかかります350万円。農林水産業災害復旧費にかかります起債180万円を新たに起こすものでございます。

5ページをお願いいたします。

地方債の補正でございますが、臨時財政対策債につきましては補正後の限度額を1億8,241万7,000円とするものでございます。また、公共土木施設災害復旧事業350万円、農林水産業施設災害復旧事業180万円を追加するものでございます。

15ページをお願いします。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、右側の一番下でございます。今補正後の平成24年度末の残高見込みは48億6,171万9,000円となるものでございます。

また、16ページは特別職の給与明細書でございますが、御参照を願いたいと思います。

以上雑駁でございますが、議案第12号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（中村豊）

以上で、議案第12号「平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」の説明は終了しました。

### ◎議案第13号の上程、説明

#### ○議長（中村豊）

日程第17 議案第13号「平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 渡邊昌廣君。

〔税務住民課長 渡邊昌廣君 登壇〕

### ○税務住民課長（渡邊昌廣君）

議案第 13 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」御説明させていただきます。

恐れ入りますが、1 ページを御覧ください。

平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。歳入歳出それぞれ 63 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 5,350 万円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので 7 ページを御覧ください。

第 8 款保健事業費、第 3 項特別総合保健事業費、第 1 目施設管理費の第 19 節負担金補助及び交付金の総合事務組合負担金として、63 万円をお願いするものです。国保会計では、平成 23 年度まで、すこやか保健師及び管理栄養士の 2 人分の給与等を計上しておりました。平成 24 年度予算では、職員の退職に伴い 1 名分の給料等を予算に計上しましたが、総合事務組合負担金につきましては、平成 19 年度の負担額が平成 28 年度まで固定となり、前年度の負担金と同額を負担することになります。

当初予算で 1 名分を減額してしまいましたので、63 万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入について御説明いたします。6 ページを御覧ください。

第 7 款繰入金、第 1 項他会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金、第 4 節その他一般会計繰入金として、同額の 63 万円をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（中村豊）

以上で、議案第 13 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」の説明は終了しました。

## ◎議案第 14 号の上程、説明

### ○議長（中村豊）

日程第 18 議案第 14 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

### ○保健福祉課長（前田義夫君）

議案第 14 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、御説明申し上げます。

予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、歳入歳出それぞれ 1,650 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 10 億 8,910 万 3,000 円にしようとするものでございます。

今回の補正は、平成 23 年度繰越金の清算による基金への積立て及び事業費確定に伴う予算の措置をお願いするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

第 4 款基金積立金、第 1 項第 1 目基金積立金 943 万 5,000 円は、前年度繰越金を清算しました残りを、介護給付費準備基金へ積立てをしようとするものでございます。

次に第 5 款諸支出金、第 1 項第 3 目償還金 485 万 5,000 円でございますが、前年度の介護給付費等の確定により清算しようとするものでございます。内訳といたしましては、国へ 306 万 9,000 円、千葉県へ 172 万 3,000 円、社会保険診療報酬支払基金へ 6 万 3,000 円を償還するものでございます。

その下、第 2 項繰出金、第 1 目一般会計繰出金 221 万 7,000 円でございますが、町一般会計へ、平成 23 年度分の清算金として、介護給付費等の清算金として繰出しをするものでございます。

歳入について御説明を申し上げます。

前のページ、6 ページをお願いいたします。

第 7 款繰越金、第 1 目前年度繰越金 1,190 万 5,000 円につきましては、平成 23 年度の繰越金を計上させていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

### ○議長（中村豊）

以上で、議案第 14 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」の説明は終了しました。

ただいまから 10 分間、休憩いたします。

………… 休憩・午後 3 時 2 6 分 ………

………… 再開・午後 3 時 3 6 分 ………

## ◎議案第 15 号の上程、説明

### ○議長（中村豊）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第 19 議案第 15 号「平成 23 年度決算認定について」

1. 平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

を議題といたします。

### ○議長（中村豊）

会計管理者から、平成 23 年度各会計の歳入歳出決算について、説明を求めます。

会計管理者 篠原一成君。

[会計管理者 篠原一成君 登壇]

### ○会計管理者（篠原一成君）

議案第 15 号「平成 23 年度決算認定について」御説明申し上げます。

初めに、平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。実質収支に関する調書を御覧下さい。

歳入総額は 42 億 6,264 万 1,702 円となり、前年度と比較し 9.42%、4 億 4,310 万 1,599 円の減となりました。

歳出総額は 40 億 8,921 万 6,708 円、前年度比 8.38%、3 億 7,410 万 6,474 円の減となりました。

歳入歳出差引額は、1 億 7,342 万 4,994 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が 820 万 2,575 円ございますので、実質収支額は 1 億 6,522 万 2,419 円となりました。

それでは決算書の 1 ページ、2 ページをお開き下さい。

まず歳入でございますが、第 1 款町税につきましても、収入済額は 7 億 9,040 万 6,453 円で、歳入決算額の 18.54%を占めるものでございます。前年度との比較では 679 万 9,452 円、0.85%の減となりました。徴収率は 91.76%、前年度比で 0.17%の増でございました。不納欠損額は 76 件、626 万 6,201 円の不納欠損処分をいたしました。町税の収入未



済額は 6,466 万 8,129 円で、現年度分 1,879 万 2,550 円、過年度分 4,587 万 5,579 円でございます。

第 2 款地方譲与税につきましては、収入済額 3,927 万 8,047 円。前年度比で 368 万 8,982 円、8.59%の減となりました。

第 6 款となります地方消費税交付金は、収入済額 7,382 万 8,000 円で前年度比 582 万 5,000 円の減となりました。

第 7 款自動車取得税交付金は、収入済額 1,140 万 8,000 円で前年度比 279 万 8,000 円の減となりました。

第 8 款地方特例交付金は、収入済額 1,269 万 1,000 円で、前年度比 220 万 7,000 円の減となりました。減となりましたのは、第 1 項地方特例交付金が、前年度比で 193 万 5,000 円の減。それと第 2 項減収補てん特例交付金が前年度比 27 万 2,000 円の減となったものでございます。

第 9 款地方交付税につきましては、歳入総額の 47.38%を占めるものでございます。

収入済額は 20 億 1,968 万円で、前年度比 1,442 万 5,000 円、0.72%の増となりました。

内訳といたしましては、普通交付税 18 億 4,217 万 1,000 円、特別交付税 1 億 7,750 万 9,000 円で、予算現額に対しまして 8,950 万 9,000 円の増となりました。

第 11 款分担金及び負担金につきましては、収入済額 3,451 万 2,158 円で、前年度比 23.56%、1,063 万 8,762 円の減となりました。

続きまして、3 ページ、4 ページをお願いいたします。

第 12 款使用料及び手数料につきましては、収入済額 6,058 万 9,821 円で、前年度比 601 万 2,122 円、9.03%の減となりました。

第 13 款国庫支出金につきましては、収入済額 3 億 5,342 万 5,504 円で、前年度比で 2 億 7,870 万 992 円、44.09%の減となりました。平成 22 年度決算におきましては、平成 21 年度から繰り越しされた勝山小学校屋内運動場建設事業他 12 事業分が含まれていたことと、平成 23 年度決算においても、平成 22 年度からの繰越事業も含まれておりますが、大きな事業が減となったため、主な要因でございます。また、国庫支出金において予算現額と収入済額との比較 4,642 万 5,496 円が減額となっておりますが、これは道路橋梁災害復旧事業などが繰り越しとなったことによるものでございます。

第 14 款県支出金につきましては、収入済額 2 億 3,031 万 279 円で、前年度比で 1 億 5,727 万 1,074 円、40.58%の減となりました。国庫支出金同様、繰越事業等にかかる補助金が減となったものでございます。予算現額と収入済額との比較において 809 万 6,721 円の減額となっておりますが、農産漁村地域整備交付金事業等が繰り越しとなったことによるものでございます。

第 15 款財産収入は、収入済額 530 万 1,843 円、前年度比で 11 万 3,862 円、2.19%の

増となりました。

第17款繰入金は、収入済額4,027万1,434円で、前年比3,424万798円の増となりました。22年度と比較いたしまして特別会計繰入金で205万7,798円、教育施設等整備基金3,218万3,000円が増額となったためでございます。

第20款町債の収入済額は2億5,330万7,000円でございます。前年度と比較し7,477万9,000円、22.79%の減となっております。予算現額と収入済額との比較において2,830万円の減額となっておりますが、これは漁港建設費、勝山漁港の平成23年度事業確定によるものと、平成24年度へ繰り越しとなりました道路橋梁災害復旧事業によるものでございます。

歳入合計につきましては、予算現額42億4,934万7,108円に対し、収入済額42億6,264万1,702円となり、予算現額に対する収入率は100.3%となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額7,662万3,000円に対し、支出済額は7,648万2,163円でございます。前年度比で1,645万7,914円、27.42%の増となりました。主な理由は、平成23年度において議員年金制度改正に伴う議員共済会負担金の増によるものが主なものでございます。

第2款総務費は、予算現額6億3,721万6,000円に対しまして、支出済額は6億2,924万5,953円。前年度比で5,134万203円、7.54%の減となりました。

続きまして、第3款民生費につきましては、予算現額9億4,095万3,000円に対し、支出済額は9億1,770万1,761円でございます。前年度比で1,261万5,422円、1.36%の減となりました。

第4款衛生費は、予算現額4億2,287万4,000円に対し、支出済額4億1,860万3,044円で、前年度と比較いたしまして、1,192万3,603円。2.93%の増となりました。

続きまして第5款農林水産業費は予算現額2億9,109万円に対し、支出済額2億7,943万349円でございます。前年度と比較し、1億4,413万2,186円、34.03%の減となりました。減額の要因でございますが、平成22年度決算におきましては、漁港管理費および漁港建設費におきまして平成21年度からの繰越事業等があり、その影響によるものでございます。農林水産業費における繰り越し、734万5,000円は農山漁村地域整備交付金事業及び鋸南土地改良区施設維持管理補助事業にかかるものでございます。

第6款商工費は予算現額1億809万8,000円に対しまして、支出済額1億376万1,071円でございます。前年度比で704万6,983円、7.29%の増となりました。増となりましたのは物産センター改修工事336万円、並びに人件費等が主な要因でございます。

第7款土木費は予算現額1億803万2,108円に対しまして、支出済額9,772万6,672

円でございます。前年度比で2,953万9,529円、23.21%の減となりました。減額の主な理由は平成22年度において、耐震改修促進計画ハザードマップ作成で1,228万5,000円と道路維持費で改修工事等1,780万円の事業がございまして、その減が主なものでございます。また、土木費におきまして815万4,075円が繰り越しされておりますが、急傾斜地崩壊対策事業と道路維持補修事業にかかるものでございます。

第8款消防費は予算現額8,086万2,000円に対しまして、支出済額7,387万199円でございます。前年度比で2,694万2,504円で、57.41%の増となりました。増額の主な理由は、防災行政無線固定系更新工事2,751万円と東日本大震災で被害にあった消防団員への給付が増となったための総合事務組合負担金の増と防災備蓄品等の整備にかかるものでございます。

第9款教育費は予算現額4億6,944万5,000円に対しまして、支出済額4億5,551万5,826円でございます。前年度比で2億639万2,449円で31.18%の減となっております。減額となりましたのは、平成22年度において、平成21年度からの繰越事業、勝山小学校屋内運動場建設事業等7事業があったためでございます。

7ページ、8ページをお開き願います。

第10款災害復旧費は予算現額7,749万1,000円に対し、支出済額242万6,785円でした。主なものは道路災害復旧工事町道2140号線で、4,389万円を翌年度へ繰り越しをするものでございます。

第11款公債費は、支出済額6億7,503万1,885円でございます。前年度比1,070万3,686円、1.61%の増となりました。支出の内訳は、町債償還元金5億4,445万3,475円、町債償還利子は1億3,057万8,410円でございます。

第12款諸支出金は支出済額3億5,942万1,000円でございます。内訳は、基金費におきまして、財政調整基金に3億3,636万1,000円、中山間地域農村活性化対策基金に15万円、豊かなまちづくり基金209万4,000円、教育施設等整備基金に500万円、過疎地域自立促進特別事業基金に1,570万円、美術品取得基金に11万6,000円をそれぞれ積立したものでございます。

歳出総額につきましては、予算現額42億4,934万7,108円に対しまして、支出済額40億8,921万6,708円で、執行率は96.23%でございます。

翌年度繰越額は5,938万9,075円、不用額は1億74万1,325円で予算現額に対し2.37%の割合となりました。

歳入歳出差引額1億7,342万4,994円は、次年度へ繰り越しとなります。

以上で、平成23年度一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、平成23年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

初めに、実質収支に関する調書を御覧下さい。

歳入総額は、13億1,871万7,395円。前年度比で1,597万541円、1.2%の減となりました。

歳出総額は12億7,321万4,160円。前年度比で2,275万3,299円、1.82%の増となりました。

歳入歳出差引額は4,550万3,235円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となったものでございます。

それでは国民健康保険特別会計決算書、1ページ、2ページをお願いいたします。

歳入のうち、第1款国民健康保険料の調定額3億4,378万2,798円に対し、収入済額は2億6,131万6,850円で行われました。前年度比で1,081万3,828円、3.97%の減となっております。保険料の徴収率は、76.01%で、前年度比では0.57%の減となっております。不納欠損額は41件分、740万9,757円の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は、7,505万6,191円で、前年度比で324万3,107円の減となっております。

第3款国庫支出金につきましては、予算現額2億7,120万2,000円に対しまして、収入済額は2億8,036万5,490円で行われました。前年度比で1,806万936円、6.05%の減となりました。主に、特別調整交付金の減額によるものでございます。

第4款療養給付費等交付金は、予算現額6,987万2,000円に対し、収入済額6,474万7,459円で、前年度比で127万7,203円、1.93%の減となりました。

第5款前期高齢者交付金は収入済額3億4,717万7,626円。前年度比で464万7,298円、1.32%の減となりました。

第6款県支出金につきましては、予算現額6,056万8,000円に対し、収入済額は6,317万5,739円で、前年度比で1,587万8,830円、20.09%の減となっております。主に特別調整交付金の減によるものでございます。

第7款共同事業交付金につきましては、収入済額1億1,802万5,798円で、前年度比では、1,042万8,723円、9.69%の増となりました。

第8款繰入金は、収入済額9,547万6,624円で、前年度比で149万7,460円、1.59%の増となっております。

第9款繰越金は、収入済額8,422万7,075円。

第10款諸収入は、収入済額420万4,734円で行われました。

歳入合計は、予算現額13億443万1,000円に対し、収入済額は13億1,871万7,395円となり、前年度比1.2%の減。不納欠損額は740万9,757円、収入未済額は7,505万6,191円となりました。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

第1款総務費は、予算現額1,309万2,000円に対し、支出済額は1,184万4,054円で、前年度と比較し、131万8,258円、10.02%の減となりました。

第2款保険給付費は総支出額の64.45%を占めております。支出済額は8億2,059万9,942円で、前年度比で953万2,145円、1.15%の減となっております。

これは第1項の療養諸費で950万7,843円減となったことによるものが主な理由でございます。

第3款後期高齢者支援金等の支出済額は、1億5,640万7,201円となりました。前年度比1,806万977円で、13.05%の増となっております。

第4款前期高齢者納付金等の支出済額は46万2,934円でございます。

第6款介護納付金の支出済額は6,686万5,308円で、前年度比で572万8,361円、9.37%の増となりました。

第7款共同事業費拠出金は、支出済額1億3,085万7,024円で、前年度比1,345万2,907円、9.32%の減となっております。

第8款保健事業費は支出済額3,041万9,464円で、前年度比で186万2,430円、6.52%の増となりました。

第9款基金積立金は4,211万4,000円でございます。前年度比1,201万4,000円、39.91%の増となっております。

5ページ、6ページをお開き願います。

一番下になります、歳出合計。予算現額13億443万1,000円に対しまして、支出済額12億7,321万4,160円となりました。予算執行率は97.61%で、不用額は3,121万6,840円となりました。

歳入歳出差引額4,550万3,235円は次年度へ繰り越しとなります。

続きまして、平成23年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

恐れ入ります、初めに実質収支に関する調書を御覧下さい。

歳入総額は、1億550万5,208円で、前年度比7万8,263円で、0.07%の減でございました。歳出総額は、1億378万2,929円で、前年度比30万2,943円、0.29%の増でございました。歳入歳出差引額は172万2,279円で、実質収支額も同額となります。

続きまして、決算書に基づきまして御説明いたします。

決算書1ページ、2ページをお願い申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料は、調定額6,997万5,400円に対しまして、収入済額6,985万7,300円、徴収率は99.83%でございました。歳入に占める割合は66.21%でございます。収入未済額は11万8,100円となっております。

第2款繰入金は収入済額3,118万7,397円でございます。一般会計からの保険基盤

安定繰入金は2,971万2,397円となっております。

第3款繰越金、210万3,485円。

第4款諸収入、収入済額235万7,026円。これは広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。最下段の歳入合計で、収入済額は1億550万5,208円でございます。

3ページ、4ページをお願い申し上げます。

歳出について御説明申し上げます。

歳出の主たるものは、第2款の後期高齢者医療連合納付金でございます。支出済額は、9,981万円で、歳出の96.17%を占めております。前年度比で22万2,133円、0.22%の増となっております。

第3款保健事業費は、支出済額159万75円となっております。

第4款諸支出金は、支出済額63万8,485円。主な支出は一般会計繰出金39万2,685円となっております。

歳出合計では、支出済額1億378万2,929円となり、不用額は53万9,071円となりました。

歳入歳出差引額、172万2,279円は次年度へ繰り越しするものでございます。

続きまして、平成23年度鋸南町介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。

初めに、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと存じます。

歳入総額は、10億5,951万2,004円で、前年度比で300万9,292円、0.28%の減となりました。歳出総額は、10億4,755万6,526円で、前年度比2,140万9,712円、2.09%の増となっております。歳入歳出差引額は、1,195万5,478円でございます。

翌年度繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額となります。

それでは、介護保険会計決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

歳入の第1款保険料の調定額1億7,937万656円、収入済額は1億7,393万1,888円で、徴収率は96.97%ございました。前年度比では180万1,456円、1.03%の減ございました。

不納欠損額は、15件分80万5,755円の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は、463万3,013円となっております。

第4款国庫支出金は、収入済額2億5,988万3,950円ございました。前年度比では119万4,800円、0.46%の減でございます。

第5款支払基金交付金は、収入済額2億9,501万45円で、前年度比で92万4,955円、0.31%の減となっております。

第6款県支出金は、収入済額1億5,152万475円で、前年度比で538万5,400円、3.43%の減となっております。

第7款繰入金は、収入済額1億4,275万3,564円。失礼いたしました、3,564円。内訳は一般会計繰入金1億4,039万9,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金235万4,564円でございます。

歳入合計は、予算現額10億6,064万5,000円に対しまして、収入済額は10億5,951万2,004円となりました。

3ページ、4ページをお願いします。

歳出について御説明申し上げます。

主なものは、第2款保険給付費で会計の93.85%を占めています。支出済額は9億8,310万3,085円で、前年度と比較し1,036万8,801円、1.07%の増となっております。

第4款基金積立金は、支出済額270万1,000円です。これは介護給付費準備基金に積立をしたものでございます。

第5款諸支出金は、支出済額2,366万9,036円で、前年度と比較し903万74円、61.69%の増となっております。主な理由は償還金677万6,805円の増によるものでございます。

第6款地域支援事業費は、支出済額2,715万9,234円で、ほぼ前年度並みの支出となっております。

歳出合計は、予算現額10億6,064万5,000円に対しまして、支出済額は10億4,755万6,526円で、不用額は1,308万8,474円でございます。

歳入歳出差引額は1,195万5,478円となり、次年度へ繰り越しをするものでございます。

以上で雑駁でございますが、平成23年度決算についての説明を終わります。

よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中村豊）

ただいま、説明のありました平成23年度決算につきましては、去る8月9日、監査委員による審査がなされておりますので、監査委員を代表して、浪川 明さんより審査結果の報告を求めます。

浪川さん。

〔監査委員 浪川明君 登壇〕

#### ○監査委員（浪川 明君）

〔平成23年度鋸南町歳入歳出決算審査意見書朗読〕

#### ○議長（中村豊）

会計管理者からの説明並びに、監査委員からの審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第15号「平成23年度決算認定について」、全員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号「平成 23 年度決算認定について」は、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

**◎議案第 16 号の上程、説明**

**○議長（中村豊）**

日程第 20 議案第 16 号「平成 23 年度決算認定について」

1. 平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算

を議題といたします。

**○議長（中村豊）**

初めに、平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

〔保健福祉課長 前田義夫君 登壇〕

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、御説明申し上げます。

指定管理者制度を導入いたしまして、4 年目の決算となりました。

平成 23 年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と、医業外収益における他会計負担金及び他会計補助金が主なものとなっております。また、費用につきましては、医業費用におきまして減価償却費及び指定管理者交付金、医業外費用におきまして、企業債利子の償還及び退職手当負担金に係る繰延勘定償却費が主なものとなっております。

それでは、決算書の 1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出から御説明いたします。

まず、収入においてであります。第 1 款病院事業収益では、予算額 2,119 万 5,000 円に対し、決算額 2,131 万 5,000 円となっております。内訳でございますが、第 1 項医業収益では予算額 315 万円に対し、決算額、同額の 315 万で、第 2 項医業外収益では予



算額 1,804 万 5,000 円に対し、決算額 1,816 万 5,000 円となっております。

支出におきましては、第 1 款病院事業費用の 6,580 万 1,000 円に対し、決算額 6,497 万 4,237 円で行いました。内訳といたしましては、第 1 項医業費用、予算額 2,968 万 5,000 円に対し、決算額 2,885 万 8,656 円で、第 2 項医業外費用は予算額 3,611 万 6,000 円に対し、決算額 3,611 万 5,581 円となったところでございます。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、御説明申し上げます。

まず収入についてであります。第 1 款資本的収入では、予算額 8,692 万 1,000 円に対し、決算額も同額となっております。第 1 項出資金は、企業債元金の償還と、浄化槽改修工事に伴う一般会計からの繰入金でございます。

支出におきましては、第 1 款資本的支出の予算額 8,692 万 1,000 円に対し、決算額は 8,643 万 7,326 円となっております。第 1 項の建設改良費は、浄化槽の改修工事費、第 2 項企業債は、企業債の元金償還額でございます。なお、平成 23 年度末の企業債未償還残高は 9 件ございまして、合計額は 2 億 9,845 万 4,928 円となっております。

3 ページをお願いいたします。3 ページは平成 23 年度における損益計算書、税抜きで表示をされております。御説明申し上げます。

1 の医業収益の 300 万円でございますが、①その他医業収益における診断書料等の文書料による収益でございます。2 の医業費用でございますが、①の経費から④の資産減耗費まで、合計しまして 2,882 万 7,882 円となっております。これによりまして、医業収支におきましては、医業収益から医業費用を差し引いた 2,582 万 7,882 円が損失として生じたところでございます。3 の医業外収益では、①の他会計負担金から③のその他医業外収益まで、合計で 1,811 万 1,669 円となり、③のその他医業外収益にあつては、指定管理者からの負担金が主なものでございます。4 の医業外費用については、①の支払利息及び企業債取扱諸費から、③のその他医業外費用まで、3,632 万 976 円となっております。②の繰延勘定償却費用でございますが、これは指定管理者制度に伴う退職者に対する総合事務組合負担金を償却するものでございます。なお、これに係る公営企業の退職手当債の償還が平成 23 年度で終了しましたので、翌年度以降の償却は発生しないこととなります。以上、医業外収益から医業外費用を差し引いた、1,820 万 9,307 円の損失が生じたところでございます。

結果的に、平成 23 年度は 4,403 万 7,189 円の純損失となり、平成 23 年度末の未処理欠損金は、10 億 4,539 万 5,746 円となったところでございます。

次のページ、4 ページをお願いいたします。

この横の表は、剰余金計算書でございます。地方公営企業法等の改正によりまして、昨年度と様式が変更となっております。この様式は、資本に係る資本金・資本剰余金・

利益剰余金それぞれについて、年度内の変動をお示ししようとするものでございます。

一番左の縦、資本金につきましては一般会計出資金の受入れ及び企業債の償還により、下になりますけれども、年度末残高 15 億 9,279 万 1,609 円となっております。中央部分の資本剰余金につきましては、医療器械と車両の廃棄に伴う県補助金 283 万 5,000 円の除却損への補てんにより、年度末の残高は 1 億 7,125 万 838 円となっております。右側の利益剰余金につきましては、損益計算書で申し上げましたとおり、23 年度末の未処理欠損金、10 億 4,539 万 5,746 円となりまして、23 年度末の資本の合計は、一番右下になります、7 億 1,864 万 6,701 円となったところでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書でございます。こちら、様式の変更がありました。地方公営企業法には、今まで「利益の処分」についての制限規定がありましたが、この度の法改正によりまして、平成 24 年 4 月 1 日から従来のような制限事項がなくなりまして、利益及び資本剰余金の処分事項については、条例又は議会の議決によって行うことができることとなりました。したがって、この様な表形式と示されたところでございます。

未処理欠損金 10 億 4,539 万 5,746 円が生じている状況でありますので、資本金・資本剰余金ともに処分ができる財源がないことから、未処理欠損金を翌年度に繰り越すものでございます。

次の 6 ページから 7 ページにつきましては、23 年度末の貸借対照表でございまして、資産・負債及び資本の状況を表にしたものでございます。資産合計と負債・資本合計は、共に 7 億 3,672 万 1,360 円となっております。資産の部の、2 流動資産のうち（1）の現金預金でございしますが、年度末における現金保有額は 2,234 万 2,586 円となっております。その下の未収金は、診療費個人負担分の未納額でありまして 163 万 1,442 円となっております。

8 ページからは、決算書の添付書類でありますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（中村豊）

次に、平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算について、水道課長より説明を求めます。  
水道課長 伊藤敏夫君。

〔水道課長 伊藤敏夫君 登壇〕

#### ○水道課長（伊藤敏夫君）

平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算について御説明をいたします。  
初めに、決算書 10 ページの添付書類をお開き願いたいと思います。

初めに、平成 23 年度の水道事業の概略について御報告いたします。

平成 23 年度の年間の給水量は、132 万 6,098 立方メートルで前年度比 1.9%の減となりました。有収率は 75.6%で前年度比 1.4%の減となりました。

続きまして主な建設工事ではありますが、配水施設改良事業として、本郷上地区配水管布設工事で直径 150 ミリメートル、延長 125 メートル。石綿管からダクタイトル鑄鉄管に更新をいたしました。また、下佐久間地区配水管布設工事で直径 150 ミリメートル、延長 557 メートルを石綿管からダクタイトル鑄鉄管に更新をいたしました。

続きまして、業務の状況ではありますが、有収水量は、100 万 3,168 立方メートルで、前年度比 3.6%の減でございました。南房総広域水道企業団からの受水量は 41 万 2,692 立方メートルで、給水量全体の 31.1%でありました。

1 ページをお願いいたします。

決算報告書ではありますが、(1) 収益的収入及び支出であります。

第 1 款水道事業収益につきましては、予算額 4 億 7,250 万 9,000 円に対し、決算額は 4 億 7,356 万 1,594 円となりました。収入の内訳ですが、第 1 項営業収益は決算額 3 億 1,464 万 5,139 円で、前年度に比較いたしまして、886 万 4,863 円 2.7%の減でありました。これは、給水収益で前年度に比較して、4 月と夏の使用水量が減となったことが大きな要因と考えます。第 2 項営業外収益の決算額は、1 億 5,891 万 6,455 円でありまして、主なものは、県補助金 7,810 万 1,000 円、一般会計補助金 8,075 万円であります。

次に支出について御説明いたします。

第 1 款水道事業費は、予算額 4 億 4,983 万 1,000 円に対し、決算額 4 億 3,351 万 3,458 円となりました。不用額は、1,631 万 7,542 円ではありますが、薬品費・材料費・路面復旧費・委託料等の減によるものであります。

支出の内訳ですが、第 1 項営業費用の決算額は 3 億 6,939 万 3,643 円でした。支出の主なものは、南房総水道企業団への受水費・減価償却費・人件費・委託料・動力費等であります。

第 2 項営業外費用の決算額は、6,396 万 3,501 円ですが、企業債利息や消費税納付額であります。前年度と比較して、477 万 3,981 円 6.9%の減となりましたが、企業債の利息の減が主なものであります。

第 4 項特別損失は 15 万 6,314 円ではありますが、不納欠損処分によるものであります。

2 ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の決算状況ですが、第 1 款資本的収入は、予算額 5,219 万 5,000 円に対し、決算額は 5,287 万 7,500 円でした。

収入の内訳ですが、第 1 項分担金の決算額 477 万 7,500 円は、新規の水道加入者 27 件の分担金でございます。第 2 項企業債の決算額、4,810 万円ではありますが、本郷上地区配

水管布設工事と下佐久間地区配水管布設工事に伴う企業債の借入れであります。

次に支出であります。第1款資本的支出は予算額1億8,336万1,000円に對しまして、決算額は1億8,269万6,446円でした。その内訳は、本郷上地区配水管布設工事と下佐久間地区配水管布設工事等による建設改良費4,897万868円及び企業債償還金1億3,372万5,578円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に對する不足額、1億2,981万8,946円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

3ページをお願いします。

損益計算書で税抜きでございます。御説明いたします。

1の上水道営業収益は、(1)給水収益から(3)その他営業収益まで、2億9,984万223円となりました。2、上水道営業費用は、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費まで3億6,065万6,641円となり、6,081万6,418円の営業損失が生じました。3、営業外収益は、(1)受取利息及び配当金から(4)雑収益まで1億5,892万3,488円。4、営業外費用は、(1)支払利息から(2)雑支出まで6,035万6,764円でありました。5、特別損失は15万6,314円で、不納欠損処分によるものであります。

当年度純利益は、3,759万3,992円となりました。

4ページをお願いいたします。

剰余金計算書であります。今決算から様式が変更となりました。当年度の動きのありました科目のみ御説明いたします。

表の上段一番左、資本金の欄ですが、企業債の当年度借入4,810万円と、当年度償還1億3,372万5,578円を經理いたしまして、当年度末残高は、27億8,038万1,109円となりました。表の上段中央部分でございますが、資本剰余金は、分担金において当年度455万円を受け入れまして、当年度末残高は18億7,202万3,044円となりました。表の上段右側でございます。利益剰余金ですが、当年度純利益3,759万3,992円を処理いたしまして、当年度末未処理欠損金は2億2,784万2,316円となり、23年度末の資本の合計は44億7,043万9,259円となりました。

5ページの欠損金処理計算書につきましても、今決算から様式が変更となりました。

先ほど御説明いたしましたとおり、当年度末処理欠損金2億2,784万2,316円を翌年度に繰り越すものでございます。

6ページ、7ページは、23年度末の貸借対照表で、資産及び負債・資本の状況を表したもので、資産合計及び負債・資本合計は、それぞれ44億9,237万1,738円となりました。

9ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

以上で、平成23年度鋸南町水道事業会計決算について説明を終わらせていただきます。

が、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中村豊）**

ただいま、議題となっております、病院事業会計及び水道事業会計の平成 23 年度決算につきましても、去る 7 月 3 日に監査委員による審査がなされておりますので、監査委員を代表して、浪川明さんより審査結果の報告を求めます。

〔監査委員 浪川明君 登壇〕

**○監査委員（浪川明君）**

〔平成 23 年度企業会計決算審査意見書朗読〕

**○議長（中村豊）**

担当課長及び監査委員からの審査結果の報告が終わりました。

お謀りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 16 号「平成 23 年度決算認定について」について、決算審査特別委員会に付託の上審査いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号「平成 23 年度決算認定について」は、全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、会議規則第 9 条第 2 項の規定により本日の会議時間の延長を皆さんにお願いしたいと思います。

ただいま議題となっております議件まで消化していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

異議なしと認めます。

よって時間延長をさせていただきます。

引き続き会議を続行しますが、ここで暫時休憩をし、決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員各位は委員会室へお集まり願いたいと思っております。

…………… 休憩・午後 4 時 4 9 分 ……………

…………… 再開・午後 5 時 0 5 分 ……………

**○議長（中村豊）**

休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほど、開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に 伊藤 茂明君、同副委員長に 小藤田一幸君が選任されました。

ここで、暫時休憩します。

…………… 休憩・午後 5 時 0 5 分 ……………

…………… 再開・午後 5 時 0 7 分 ……………

**○議長（中村豊）**

休憩を解いて、会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会召集通知書並びに会期日程表を配布いたしました。

休会中の 9 月 7 日午前 10 時から、議案第 15 号「地方自治法第 233 条第 3 項に規定する、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算認定について」、及び 9 月 10 日午前 10 時から議案第 16 号「地方公営企業法第 30 条第 4 項に規定する、鋸南町病院会計、水道事業会計の決算認定について」、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、議案審査をお願いいたします。

**◎報告第 1 号の説明**

**○議長（中村豊）**

日程第 21 報告第 1 号「平成 23 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」を議題といたします。

**○議長（中村豊）**

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 内田正司君。

〔総務企画課長 内田正司君 登壇〕

**○総務企画課長（内田正司君）**

報告第 1 号「平成 23 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

財政健全化法第3条第1項の規定により、去る8月9日に監査委員の審査をいただきましたので、ここに報告申し上げます。

初めに実質赤字比率でございますが、平成23年度一般会計歳入歳出の実質収支が赤字ではなかったため、該当なしとして、横棒表示といたしました。

次に、連結実質赤字比率でございますが、平成23年度の一般会計および4特別会計の実質収支額と平成23年度水道事業会計及び病院事業会計の決算における資金不足又は資金剰余額の合計は、赤字ではなかったことから、該当なしとして、横棒表示といたしました。

次に、実質公債費比率であります。一般会計が負担した起債の償還元金及び利子、並びに一般会計が負担した企業会計・一部事務組合・土地改良区等の起債等借入金の償還元金及び利子の合計額が標準財政規模に対する比率、これは過去3年間の平均でございますが、21.8%であり、早期健全化基準の25%を下回りました。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な将来負担額の合計額に対します標準財政規模に対する比率は、135.6%であり、早期健全化基準の350%を下回りました。

以上で、財政健全化法に基づく健全化判断比率の報告を終わりますが、参考資料として、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（中村豊）

報告が終わりました。

### ◎報告第2号の説明

#### ○議長（中村豊）

日程第22 報告第2号「平成23年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 前田義夫君。

[保健福祉課長 前田義夫君 登壇]

#### ○保健福祉課長（前田義夫君）

報告第2号「平成23年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）」について御説明いたします。

平成20年度から指定管理者制度の導入によりまして、経営改善に取り組んでまいりま

した結果、平成 23 年度におきましても、資金不足比率には該当いたしませんでした。

比率の算定にあたりましては、流動負債と算入地方債との合計から、流動資産を差し引いて資金不足額の計算をいたしますが、黒字であったため、資金不足とはならず、よって、平成 23 年度鋸南病院事業会計においては資金不足比率について、該当しないことということになったものでございます。

参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付させていただきましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（中村豊）

報告が終わりました。

### ◎報告第 3 号の説明

#### ○議長（中村豊）

日程第 23 報告第 3 号「平成 23 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）」を議題といたします。

水道課長より説明を求めます。

水道課長 伊藤敏夫君。

[水道課長 伊藤敏夫君 登壇]

#### ○水道課長（伊藤敏夫君）

報告第 3 号「平成 23 年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）」を御説明いたします。

資金不足比率の算定については、流動負債から流動資産を差し引き、計算をいたしますが、当会計は、資金不足とはなっておりませんので、平成 23 年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、御参照いただきたいと思えます。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（中村豊）

報告が終わりました。



## ◎散会の宣言

### ○議長（中村豊）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。

9月7日、9月10日午前10時から決算審査特別委員会をお願いいたします。最終日の9月12日は、午後2時から、会議を開きたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（中村豊）

異議なしと認め、さよう決定いたします。

9月12日は、午後2時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 5 時 1 2 分 ……………

平成24年第4回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成24年9月12日 午後2時開議

- 日程第1 議案第12号 平成24年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第2 議案第13号 平成24年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第14号 平成24年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第15号 平成23年度決算認定について
1. 平成23年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
  2. 平成23年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
  3. 平成23年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
  4. 平成23年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第5 議案第16号 平成23年度決算認定について
1. 平成23年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
  2. 平成23年度鋸南町水道事業会計決算

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊信廣君	2番	小藤田一幸君
3番	緒方猛君	4番	鈴木辰也君
5番	手塚節君	6番	黒川大司君
7番	伊藤茂明君	8番	松岡直行君
9番	笹生正己君	10番	平島孝一郎君
11番	中村豊君	12番	三国幸次君

欠席議員（0名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	君	副町長	川名	吾一	君	
教	育	長	富永	清人	君	会計管理者	篠原	一成	君
総務	企画	課長	内田	正司	君	税務住民課長	渡邊	昌廣	君
保健	福祉	課長	前田	義夫	君	地域振興課長	福原	傳夫	君
教	育	課長	菊間	幸一	君	水道課長	伊藤	敏夫	君
監	査	委員	浪川	明	君	総務管理室長	三瓶	睦	君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局	長	高橋	一利	書	記	醍	醐	陽	子
-----	---	----	----	---	---	---	---	---	---

**◎開議の宣言**

**○議長（中村豊）**

皆さん、こんにちは。

議員各位には御苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**○議長（中村豊）**

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配布しておきました。

**◎議案第 12 号の質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第 1 議案第 12 号「平成 24 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、4 番鈴木君。

**○4 番（鈴木辰也君）**

12 ページの 6 款商工費、3 目の観光費の 13 節委託料、佐久間ダム景観整備事業委託 90 万というふうにありますけれども、以前の会議の議員の質問の答弁で、町の答弁です、これ以上佐久間ダムの方の事業は広げないというような答弁があったと記憶しておりますけれども、今回は地主の方から申し出があって、その土地についての伐開をして、植栽、植栽って言うんですかね、をしていくということの説明がありました。町は今後ですね、この佐久間ダムをどのような範囲、範囲って言うんですかね、どこまでそういうふうに広げて事業をやっていくのか。最終的なですね、絵って言うんですかね、デザインがまだ示されておきませんので、どのように考えているのか、お伺いしたいということが 1 点と、収入の方のですね、普通交付税が決定をして、昨年度よりも減額というふうになっていると思いますけれども、今後ですね、特別交付税の方はですね、町

としてどのように見込んでいるのか。

以上2点をお伺いしたいと思います。

**○議長（中村豊）**

これはどちら、地域振興課長福原君。

**○地域振興課長（福原傳夫君）**

佐久間ダムの景観整備は今後どのような計画かということで、どのように考えているかということでよろしいでしょうか。

この件につきましては、今回は地元の方から要望がありまして、委託事業として挙げています。今後については、地元からやはりこういう形で要望があればですね、町の方で判断して、景観整備を行う必要があるということ判断した中で整備を進めていきたいと思っております。

ただ、周りが民有地でありますので、その辺のことを考えると計画っていうのをなかなか示すわけにはなかなか地主さんの許可とか同意がありますのでなかなか難しいのかなと思います。また、そういうような要望があった中で先ほど言いましたけれども判断させていただいて、このようにまた事業を要望させていただければと思っております。

以上です。

**○議長（中村豊）**

収入の方について、総務企画課長内田君。

**○総務企画課長（内田正司君）**

特別交付税につきましては当初予算で8,800万計上してございますが、事務局サイドではあと5,000万程度ですかね、一応留保といたしますか、見込んでおります。

**○議長（中村豊）**

はい、再質問鈴木君。

**○4番（鈴木辰也君）**

佐久間ダムの方の件については、今後地主の方からそういうような申し出があったらまたその時に判断して、事業をやるということで、今答弁がありましたけれども、私は民地かもしれませんけれども、今佐久間ダム公園があってですね、その全体のですね、やはりデザインというのがですね、私はあってしかるべきだと思います。

確かに民地でその民地の所にこういうふうな景観があるっていうことは正式にですね、描けないのかもしれませんが、やはりあそこ、今後どういうふうに町が活用していくのかということについては、最終的なですね、どういうふうにしたいという絵がなければ今後どういうふうになっていくのか、町民の人もわからないですし、私たちもわからない。それで、その都度要望があればその時に判断をして、事業をしていくというふうに答弁ですけれども、そうではなくてやはりですね、全体的な町としてこうい

うふうにしていきたいという思いをですね、示していただきたいと私は思います。そうすれば地主の方たちもですね、自分たちの思いではなくて町の思いに対してより協力的な行動っていうんですかね、町に対する思いを示してくれると思いますから、是非ですね、町のこういうふうにしたいという最終的なデザインをですね、示していただけたらと思います。

以上です。

**○議長（中村豊）**

どうですか。

はい、白石町長。

**○町長（白石治和君）**

いま佐久間ダムの、佐久間ダム公園の最終的な形があればというような御質問でありますけれども、福原課長の方から答弁したとおりですね、民地がかなりあるもんですから、民地にですね、勝手に町の方が計画をつくっていいかという話も当然これはあるわけであります。ただ、言えることはですね、あのダムを中心にしてですね、あの周辺の山って言うんですかね、そういうものの場所で植栽ができる所であれば、植栽をしていければなど、そんなことを思うわけでありましてけれども、ただ、山についてもですね、すべてが植栽ができる山じゃございませんので、かなり傾斜が強い等々あるもんですから、福原課長がお話ししたようにですね、その都度地権者の方が御協力していただければということがあった時に判断をさせていただきながら、やっていくしかないと思います。ただ言えることはですね、あのダムを中心として、周辺にですね、植栽が可能であれば非常に良いなということは、おぼろげながらでありますけれども、それは絵になるかもしれません。ただもう1点はですね、そしてまた要望があった場合にですね、そこをどういう形かで、整備をするかということもこれは必要なことだと思いますが、残念ながらあそこはですね、かなり地形をいじくらないと平らにございませんので、その辺はですね、また慎重に考えていかなければならないそうであります。

**○議長（中村豊）**

はい、鈴木君3回目ありますか。

はい、鈴木君。

**○4番（鈴木辰也君）**

今後ですね、そういうような申し出があつて、できる事業があれば、またその都度提案があると思いますけれども、今もですね、佐久間ダムの維持管理にですね、200万の委託をして景観整備としてやっていただいています。あとは年に2回ですか、ボランティアの方たちに御協力をいただいて草刈りをして、環境の整備に、あそこの環境の整備をしていると思いますけれども、また、そこをどこまで広げるか、そういったところに関

してもですね、また草刈りとか、維持管理が非常に広くなれば今以上に大変になると思いますので、また町の方からも予算をつけなければいけないのか、町民の人の御協力をいただいて、佐久間ダムの公園を整備していくのか、そういったところの判断もですね、今後非常に重要になってくると思いますので、そういったところも考えていただいているとは思いますが、そういうところの判断をしっかりとっていただき、ダム湖公園をしっかりとしたものにしていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（中村豊）**

要望でよろしいですか。

じゃあ町長の方からお願いします。

**○町長（白石治和君）**

これは当然ですねコストのかかる話ですから、どこまでコストをかけてもいいという話はないわけでありますので、我々の町の財政の力を判断しながらですね、それはきちっとした形でやっていかなければならない、そう思っております。当然これは直接 200 万 300 万 400 万 500 万お金がかかるというような話はあるわけでありますが、がしかしですね、あそこからは直接そういうお金の経済的な広がりはないかもしれませんが、しかし、間接的にですね、いろんな部分で広がりが出ていますと、そう判断しておりますから、一概にそこにいくらかかるからというような、なんて言いますかね、コスト意識と言うんですかね、トータル的な地域全体のコストを勘案しながらですね、やっていかなければならないと、そう思っています。

**○議長（中村豊）**

他に質疑のある方。

はい、9 番笹生正己君。

**○9 番（笹生正己君）**

説明は聞いて、それも覚えているんですけども、何目だっけ、2 目総務費の財産管理費、その中の議会中継機器、その購入費、59 万 1,000 円載っていますけれども、この場で再度詳細な説明をお願いいたします。

**○議長（中村豊）**

はい、事務局長。

**○議会事務局長（高橋一利君）**

予算の計上は総務費でございますけれども、内容につきましては議会のことですので私の方から説明をさせていただきます。

この 59 万 1,000 円につきましては、議会のインターネット中継に要する機器の購入と機器の接続とですね、配線を含んだ経費でございます。

内容等につきましてはですね、まず配信の方法につきましては、利用料不要の配信サービス「USTREAM」と申しますが、それを利用します。また、映像につきましては、議場に4台のカメラ、これは一般に市販されているカメラでございますけれども、それを三脚で固定をして、AVセクターと申しまして、切り替え機をつけまして、手でカメラを切り替える方法をとります。

2台は、1台は議場方向、1台は執行部方向。もう2台につきましては、一般質問席のアップと、演壇のアップを考えております。また、今回12月からの本議会から中継をしたらよろしいのではないかと、議会事務局としては考えております。

また、録画はしないということで、本会議のみの実況中継を考えております。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、9番笹生正己君。

**○9番（笹生正己君）**

いま手動切り替えとおっしゃいましたけれども、どなたがその画面を見て、4つ、4台のうちのどれが適正か、その切り替えはどなたがやるんでしょうか。

**○議会事務局長（高橋一利君）**

パソコンのモニターがここに来ますので、それを見て、議会事務局で切り替えます。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、笹生君よろしいですか。

はい、他に。

はい、12番三国君。

**○12番（三国幸次君）**

2点伺います。

まず1点目は、11ページの保健衛生費の中の予防接種事業委託。不活化ワクチンに関連してお聞きします。これマスコミの報道なんかを見ますと不活化ワクチンがあるからって言っているまでのワクチンの接種を控えているという人もいたような報道があったり。実施されてからは、いままで受けていなかった人も一気に接種の希望が出たりとかと、というような報道がされました。鋸南町では人口も少ないですので、対象人数もそんなに多くはないんですが、その辺の状況がどうなのか、わかる範囲でお答えください。

それからもう1点目は財政全般にありますけれども、この補正予算後の留保財源はどのくらいをみているのか。それからそれに関連して、地方交付税は、まあ決定はされましたけれども、国の方の政治状況で交付税を減らして分割で出すというような報道もされています。その国の方の交付税の減額などの影響が鋸南町にはどのような形で出てく



るのか、わかる範囲でお答えください。

**○議長（中村豊）**

いまの質問について、予防接種の方は。

はい、保健福祉課。

**○保健福祉課長（前田義夫君）**

この予防接種事業委託の不活化ポリオワクチンのこの9月1日から切り替わるにあたっての状況はどうかという趣旨でよろしいでしょうか。

この8月末をもってですね、従来のワクチンから不活化に一斉に切り替わりました。これには、今回予算計上させていただいた対象者数は40人分というふうに見込んでおりますけれども、いろいろ状況を保健師の方から聞きますと、やはり新たな不活化に切り替わることによる多少の保護者の方のちょっと懸念といいますか、心配とか、あるいはこれから何回どのように接種したらいいのかというような今後の状況とですね、問い合わせがあるようでございます。

私の方は一人ひとりの今の状況はつかんでおりませんが、全体として不活化ポリオワクチンはこの11月までの2カ月は単独接種であります、11月からは不活化を含めた4種混合ワクチンというものが導入されてまいります。したがって、この2カ月間の動向についてはですね、保護者の方の子どもさんへのいろんな状況を丁寧に把握しながら事後の内容に対処してまいりたいとこのように考えております。

以上です。

**○議長（中村豊）**

はい、じゃあ財源についての質問は。

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（内田正司君）**

それではまず留保財源ということでお答えをいたします。

普通交付税等確定に伴いまして、現在普通交付税で留保しておりますものが1億7,200万。それと先ほどの御質疑でもありましたけれども、特別交付税の方であと5,000万程度を見込んでいますところでございます。したがって、合わせて2億2,200万程度の留保財源というふうに事務局サイドでは把握をしているところでございます。

それと後、交付税の配分の関係でございますけれども、国の方の法律がですね成立しなかったということの中で影響が懸念されたわけでございますけれども、現実的には9月、通常であれば9月4日に3回分が配布される、9月10日の配布となりました。それで町村といいますか、鋸南町の、町村につきましては、通常の、減額されることなく予定通りの額が交付をされたところでございます。ただ今後の、まあ、もちろん国の方の関係でございますけれども、あと4回目が11月の交付となっておりますけれども、

そちらに向けての影響等につきましては現在のところ不明でございます。

9月分につきましては、実質的には鋸南町には影響がなかったということでございます。

**○議長（中村豊）**

はい、12番三国君再質問。

**○12番（三国幸次君）**

1点目の不活化ワクチンについてですけれども、これワクチンの接種の方法が変わったりとか複雑な面もありますのでね、是非ともその対象者に対する広報とか説明とかお知らせ、十分配慮してきちんと緻密にやってそういう漏れだとか、困った人が出ないように取り組んでほしいと要望します。

それから2点目の交付税の関係です。

あと留保財源が今お答えがありましたけれども、これだけのものがあればこの町の今後の運営にとっては十分なのか、それともこれだけあればまず財政運営に抜かりなくできるのかということと、それから国の方も財政の厳しい市町村に配慮するとかっていう報道がありましたのでね、鋸南町にそういう減額とかっていうのがないように願っておりますし、町の方もそういう点で財政確保に努力してほしいと取りあえず要望しておきます。もしお答えがあれば。

**○議長（中村豊）**

はい、総務企画課長。

**○総務企画課長（内田正司君）**

留保財源に対しまして今後の支出等の見込みということでございますけれども、まずは法定の繰越分の2分の1を基金として積み立てをしなければならぬ点が1点ございます。それとまた現実にですね、財政調整基金から取り崩す形での、まだ現状ではそういう予算となっております。できるだけ取り崩しが少なくなるように、戻せるような形でですね、今後の財政運営に努めてまいりたいと思っております。

**○議長（中村豊）**

はい、他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

ないようですので討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 13 号の質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第 2 議案第 13 号「平成 24 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第 14 号の質疑、討論、採決

### ○議長（中村豊）

日程第 3 議案第 14 号「平成 24 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

直ちに質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（中村豊）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（中村豊）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行いません。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（中村豊）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第 15 号の委員長報告、質疑、討論、採決

### ○議長（中村豊）

日程第 4 議案第 15 号「平成 23 年度決算認定について」

1. 平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

についてを議題といたします。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 伊藤茂明君。

〔決算審査特別委員会委員長 伊藤茂明君 登壇〕

## ○決算審査特別委員会委員長（伊藤茂明君）

決算審査特別委員会に付託されました、議案第 15 号「平成 23 年度決算認定について」

1. 平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

本特別委員会は、9月7日午前10時から、役場3階大会議室において委員出席の下、開催いたしました。審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して各課ごとに御報告いたします。

最初に、平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

総務企画課関係について、「庁舎等施設管理賛助金の性格について、またどのような収入なのか」との質疑に対し、「規則、法令に基づかない収入であり、庁舎ロビーでの販売協力金、職員の駐車場賛助金があります」との答弁がありました。「県税取扱交付金が昨年度決算と比較し、減となっているが内訳は」との質疑に対し、「納税額は 2,073 万 8,700 円で、その 2% ということで、41 万 4,774 円になります。減額の要因は、法人事業税と不動産取得税で減額となりました。一般住民の方が納める自動車税は増となりましたので、周知されたと考えます」との答弁がありました。「消防団員の確保にはいろいろな対策を講じているとのことだが、どのような対策をとったのか」との質疑に対し、「各分団で協議をいただいている中で、第 1 分団では、定年年齢を 36 歳から 40 歳に引き上げ、第 2 分団では、幹部が退団してもその後一般団員に戻るという形になっており、第 3 分団においては、退団後、OB として、昼間の火災時には出動することになっています。団員確保は難しい問題ですが、今後も、消防委員会等で検討します」との答弁がありました。「諸収入の中の、旧一中施設使用料は自衛隊のみのものか、また、公有財産購入費の概要は」との質疑に対し、「旧一中の施設利用料は陸上自衛隊のみであり、公有財産購入費は保田と竜島の国有地購入の分納費で、分納期間は平成 30 年 3 月までとなります」との答弁がありました。「旧一中の体育館の今後の利用状況は」との質疑に対し、「体育館は老朽化が激しいので、一般開放はしていません」との答弁がありました。「監査委員から土地の評価が下がったので所有者と協議を望む、との指摘があったが、これからどうするのか」との質疑に対し、「初期の目標値に達していない物件もあるので、随時交渉を進めます」との答弁があり、「町の財政等を踏まえた中で、心からお願いし、成果が出るように期待します」との意見がありました。「循環バスは、大体 1,350 万円くらい赤字を背負うが、バスも古くなっている、これからの対策はあるか」との質疑に対し、「運行の時間帯を検討する中で利用者数を増加させ、デマンド型の交通体系を実証運行する方

向で、検討を進めます」との答弁があり、「公共であっても、いかにして利益を出すかを考えるべきだ」との意見がありました。「防災訓練時の費用の計上費目は。また、防災について各区ではどのような話し合いがされているのか」との質疑に対し、「昨年度は大震災もあり、各地区での防災訓練は行なわず、町全体を対象とした避難訓練を実施しました。そのため予算執行はされていませんが、予算項目としては、消防施設費となります。また、訓練実施後に各区において話し合いが行なわれたようです」との答弁がありました。「組毎の避難場所を記した地図を各家に配っている区もあるようだが」との質疑に対し、「独自に活動をされている区もあります。今後は、自主防災組織の立ち上げ等について検討をしていきます」との答弁がありました。「進んだ取り組みをしている地区もあるので、鋸南町全体に良い取り組みとして広める努力をし、防災力が高まる取り組みに力を入れてほしい」との要望がありました。

税務住民課関係について、「住民基本台帳カードは何件発行したのか、また動向は」との質疑に対し、「23年度は51枚発行しました。また、22年度は89枚、21年度は87枚です。20年度から22年度までの無料期間中に、ある程度作られたと考えます」との答弁があり、「免許証を返納した人に対して、住民基本台帳カードで身分証明を行うことができるので、うまく広報し、活用できるような取り組みをしてほしい」との要望がありました。「平成23年度は差押えを8件実施し、現在34件差押え処分中とのことだが、処分中とは」との質疑に対し、「不動産の差押えの場合、すぐには公売にかけられず、平成23年度末で差押え状態が34件継続しています」との答弁がありました。

保健福祉課関係について「老人センターの使用料が増えているが、利用者が減っているのになぜ増えているのか。町外の利用者が増えたのか、それとも時間延長の営業効果が出たのか」との質疑に対し、「全体の利用者数は956人減となっています。笑楽の湯の利用者は、町内300円で68人減、町外は500円で43人増。また、介護予防事業や老人クラブ、社会福祉協議会の事業等で和室を使用した方は、931人減となっています。また、本年4月から土日祝日は営業時間を2時間延長し、現時点での使用料は15万5,000円増となっています。なお、介護予防事業での利用は無料です」との答弁がありました。「障害者福祉計画の審査会はどのような委員で構成されているか」との質疑に対し、「区長会長・社協事務局長・ハローワーク所長・特別支援学校指導主事など10名です」との答弁がありました。「老人福祉センターの料金を200円から300円に上げたことについて、以前議会で検討した際に料金を上げることで年間110万円程度収入が増えるという答弁があったが、現状はどうか」との質疑に対し、「料金は、笑楽の湯が整備されたことにより見直しがされました。施設の活用については、福祉と観光の両面から考えていますが、利用者の割合については、平成23年度は町内54%、町外46%で、過去3年平均では、町内者の方の利用が多くなっています」との答弁がありました。「値上げをして増収とい

うのは軽率で、老人会にアプローチするなど、利用者を増やす取り組みをした方がいいのでは」との質疑に対し、「利用者にとっては、使用料が安い方が良いと思いますが、施設収支の観点からも検討しなければならないと考えています」との答弁がありました。

「老人クラブについて、会員の動向、また、補助金の算出についてどのように行なっているか」との質疑に対し、「平成 23 年度現在、老人クラブは 20 クラブで会員数は 616 人です。補助金は 1 クラブ当たり 2 万 8,000 円ですが、老人クラブ連合会に定額分の 18 万 8,000 円と健康づくり事業分の 8 万円の合計 26 万 8,000 円を補助しています。また、会員数は増えたり減ったりの状況で、対象は 65 歳以上ですが、半数以上の人は入っていないと思われま

す」との答弁がありました。「要援護者台帳システムについて、名簿づくりは終わっているか」との質疑に対し、「70 歳以上の高齢者、約 2,000 人については登録が済んでいます。区域が定まっていないため、今後、民生委員の協力を得て進めてまいります」との答弁がありました。「国は難病、外国人など 6 項目を示しているが、登録はどこまで進んでいるか。また、災害時の支援や防災担当課との話し合いや連携はどこまで進んでいるか」との質疑に対し、「要援護者には妊産婦、乳幼児なども含まれますが、まずは 70 歳以上の約 2,000 人を登録しましたので、その他の要援護者の登録を行ない、防災担当との連携を考えていきます」との答弁がありました。「民生委員協議会の委託と地域コミュニティづくり補助金があるが、具体的にどのようなことを行なっているのか」との質疑に対し、「民生委員は、高齢者の見守りや一人暮らしの高齢者へ月 1 回の訪問、要援護者への訪問、生活保護の相談・訪問などを行なっています。地域コミュニティづくり補助金は、社会福祉協議会に委託しており、いきいきサロン、80 歳以上の方に誕生日カードの贈呈、理髪サービス事業、配食サービス、声の広報などの事業を行なっています」との答弁があり、「最近、孤独死なども取り上げられているので、地域の中で、郵便局や新聞配達員の方々にも協力をお願いしたり、職員が地域の中で見守りをするのも必要だと思うので検討をお願いしたい」との要望がありました。

地域振興課関係について「稚魚の放流について、さざえ、あわび等はあるが、以前はヒラメの稚魚の放流があったが、現在はあるのか。あれば実績と成果について」との質疑に対し、「ヒラメの放流事業は実施しています。港勢調査によると保田漁協は平成 22 年度 23.6 トン、勝山漁協は平成 23 年度 1.9 トンの漁獲量でした。放流は、50 ミリから 80 ミリの稚魚を保田漁協 1 万 9,000 匹、勝山漁協 1 万 6,000 匹放流しています。予算は、東京湾地域栽培漁業推進協議会負担金 20 万円に含まれています」との答弁がありました。

「観光プロモーション事業委託の内容について」との質疑に対し、「事業は 416 万円で観光協会に委託しています。観光事業に関する新たな企画や取り組みを開発提供するため、調査や宣伝誘客に関する事業として、パンフレットの企画作成や観光情報のホームページを作成。観光案内所での案内により観光ニーズの捕捉をお願いしています」との答弁

がありました。「農山漁村活性化プロジェクト交付金について、現在事業が止まっていると聞いたが、その後進展は」との質疑に対し、「保田漁協が事業主体で里山の整備を行ない、補助事業部分は完成しています」との答弁がありました。「松くい虫被害対策委託について、竜島海岸の松の被害状況がひどい。残っている松の状況は。また、景観整備も観光関係なので観光協会も松に関心を持ってほしい」との質疑に対し、「松くい虫被害対策事業は、樹間注入を行なっており、枯れた松をそのままにしておくとカミキリムシが拡散するので伐倒処理をして、カミキリムシが飛ぶ時期には県が地上散布をしています。吉浜地先の鱒ヶ浦の松については、防除薬の散布を行なっています。個人の松の対策は難しく、枯れた松の処理や事故の発生の防止を所有者に指導しています」との答弁がありました。「大六海岸の松は全滅している。個人のものは指導しているのか」との質疑に対し、「民地の枯れた松の処理は、直接所有者に電話をし、指導しています。また、道路等に影響のある場合も指導しています」との答弁がありました。「有害鳥獣対策補助金について、駆除や柵の設置で改善の方向に向かっているのか。補助の体制、現在の被害の様子は」との質疑に対し、「有害獣の捕獲と、柵を設置し、侵入の阻止との二本立てで行なっています。被害は平成 14 年頃から拡大しており、電気柵・物理柵の設置も行っていますが、以前は山間部を中心とした生息範囲が広がり、移動している状況があります。また、捕獲数も増加し、イノシシは年間 700 頭になっていますが、ハクビシンの被害も多く、箱わなで駆除はしていますが、拡散を防ぐことが重要です」との答弁がありました。「佐久間ダム公園使用料の内訳について」との質疑に対し、「テント一張 1,000 円で 24 件 2 万 4,000 円、売店等出店料で 5 万 2,727 円その他撮影等で 1 万 6,927 円です」との答弁がありました。「佐久間ダム公園は景観整備が進み、利用者も増えてきているので、使用料金値上げの時期ではないか。また、キャンプ場として整備する予定はあるのか」との質疑に対し、「現状維持を考えています」との答弁がありました。「将来、収入対策としてキャンプ場でなくても収入増の施策はあるのか」との質疑に対し、「すぐに収入に結びつけることは難しいと考えますが、土地改良施設でありますので、現在ある課題を含め、県と協議しながら検討していきます」との答弁がありました。「橋梁点検業務委託について、橋梁 1 カ所ごとの報告書があるのか」との質疑に対し、「70 橋点検し、1 カ所ごとの報告書があります。平成 23 年度の点検結果をもとに平成 24 年度は各橋梁の修繕計画を予算化しています」との答弁がありました。「工事請負費について、区からの要望箇所の推移は」との質疑に対し、「平成 23 年度までで 125 件、事業費にしては約 2 億 3,000 万円となります。件数はあまり減っていませんが、より危険な箇所から対応しています」との答弁がありました。「原材料支給の予算執行の残額について」との質疑に対し、「各地区からの要望を加味しながら執行しましたが、結果、残金が生じました」との答弁がありました。「佐久間地区の道路改良の現況は」との質疑に対し、「用地の関係から、今



後の進展や当初の本線についての計画変更は難しいと考えますが、県は相手とのきつかけがあれば交渉を行うとのこと。また、平成 24 年度の県からの説明会で、町として改良を要望しています」との答弁がありました。「有害鳥獣防護柵について、指導助言を行なってほしい」との要望に対し、「設置者一覧があるので、今後啓発、指導を行い、施設の長寿命化を図りたい」との答弁がありました。「町営住宅の入居状況について、独居世帯等の数は」との質疑に対し、「10 世帯中 3 世帯が 70 歳以上の方です」との答弁がありました。「不法投棄の実態は」との質疑に対し、「平成 23 年度は佐久間 5 件、勝山 1 件、保田 9 件で合計 15 件。平成 22 年度は佐久間 3 件、勝山 1 件、保田 7 件で、処理は監視員と町職員で行なっています」との答弁がありました。「農地・水保全管理支払共同活動交付金と向上活動交付金の違いは」との質疑に対し、「共同活動支援は、非農業者と農業者と一緒に農地やその周辺環境の保全を行なうもので、交付金については、施設の機能点検や草刈り、水路沿いの花の植栽を行ない、地域全体で農地や環境を守る活動をする組織に対し交付するものです。また、向上活動交付金は、共同活動支援を行ないながら、農業用施設の長寿命化を図る組織に対して交付しています」との答弁がありました。「地すべり対策事業は実施していないのか」との質疑に対し、「町内に 22 カ所あり、計画的に工事を行なっていますが、工事地区については再指定して実施をしています。以前よりも事業費は縮小していますが、県の事業であり、町の負担はありません」との答弁がありました。「住宅費の定期検査業務委託について」との質疑に対し、「建物は 3 年ごと、階段等の施設は毎年検査を実施しています。また、建物については、耐震設備を備えるよう指導を受けています」との答弁があり、「独居老人もいるので、定期点検をお願いします」との要望がありました。「不法投棄委託について、23 年度の件数は増えているが、処理費は減少している。1 件当たりの処理費が違うのか、量が違うのか」との質疑に対し、「捨てられている物により、処理経費は変わります。テレビは処理費がかかりますが、毛布などは衛生組合で処理でき、経費はかかりません。また、平成 23 年度の主な処理費としては、海岸に放置されたコンクリート塊などを片づけました」との答弁がありました。「不法投棄の処理委託経費は 22 年度の方が多。量が多かったのか」との質疑に対し、「22 年度は倉庫に保管していた不法投棄物を処理したため、費用がかかりました」との答弁がありました。

教育委員会関係について、「小学校費の特殊建造物定期検査委託、また、中学校費の簡易水道検査委託とはどのようなことか」との質疑に対し、「特殊建造物とは、建築基準法で定められている不特定多数が集まる大規模な施設のことで、今回は、保田小学校の検査を行いました。また、簡易水道検査については、中学校の水道のタンクに対する検査になります」との答弁がありました。「スポーツ教室指導員謝礼とは」との質疑に対し、「22 教室、10 名の指導員に対し、272 万 6,600 円を支払っています」との答弁がありま

した。「社教バスの修繕料が 150 万円以上かかっているが、今後の修理の見通しは」との質疑に対し、「トランスミッション、クラッチのオーバーホール、ラジエター交換でほぼ 100 万円になります。概ね修理を終えましたので、今後大きな修理は見込んでおりません」との答弁がありました。

以上のような審査経過の後、平成 23 年度一般会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

「保健事業は市町村によって受診率が違い、鋸南町は 10.2%と低い状況だが、県内の自治体の資料があれば取り寄せてほしい」との要望があり、「広域連合から取り寄せることができれば、資料としてお渡しします」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、以上のような審査経過の後、平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

「鋸南町の介護予防事業は全国的にも高い評価を受け、実績も上げているが、今後の取り組みは」との質疑に対し、「地域での各事業を通じ、人と人とのつながりを中心に介護予防事業活動を展開していきますが、今後は、男性の参加を増やしていきたいと考えています」との答弁があり、「この予防事業は重要なことなので、引き続き力を入れてほしい」との要望がありました。「高齢者が増えてきている状況から、成年後見制度を利用する人も増えてくると思うが、状況は」との質疑に対し、「23 年度の実績はありませんが、増加の傾向にあります」との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、以上のような審査経過の後、平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 15 号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

**○議長（中村豊）**

ただいま、決算審査特別委員会での審査結果は、平成 23 年度一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計、それぞれ 4 会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定可決との報告であります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会は全員で構成されております。質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

初めに平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 23 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 23 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

ないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 23 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 23 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**◎議案第 16 号の委員長報告、質疑、討論、採決**

**○議長（中村豊）**

日程第 5 議案第 16 号「平成 23 年度決算認定について」

1. 平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算

についてを議題といたします。

本案につきましても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、特別委員会委員長から、審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 伊藤茂明君。

[決算審査特別委員会委員長 伊藤茂明君 登壇]

### ○決算審査特別委員会委員長（伊藤茂明君）

決算審査特別委員会に付託されました、議案第 16 号「平成 23 年度決算認定について」

1. 平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を要約して報告いたします。

初めに、平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業決算の認定について、報告いたします。

本決算については特段の質疑はなく、平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、質疑の概要を報告いたします。

「有収率を上げるための取り組みと推移、実績は」との質疑に対し、「年度末に漏水が発生したことにより、有収率が下がりました。取り組みについては、漏水探査を行なっています。また地上でわかるものは早急に修理復元をしています」との答弁がありました。「漏水探査の実績について」との質疑に対し、「漏水探査の結果、20 カ所の漏水を発見し、ただちに修理を行ないました。また、昨年は 79 カ所の漏水がありました。漏水探査は、町内 130 キロの配水管・送水管の内、毎年 40 キロについて探査を実施しています」との答弁がありました。「滞納者はどのくらいいるのか。またどのような対応をして、今後どのようにするのか」との質疑に対し、「未納者には、電話催告、納入通知、滞納者宅の訪問を行なっていますが、できるだけ細かに訪問等を行なって収納率を上げたいと思います。また、滞納者は 30 名ほど増えています」との答弁があり、「相手があつて大変難しい場面もあると思うが、水道会計の安定のために未収金を出さない、あるいは回収することが必要と思う。是非努力をいただきたい」との要望がありました。

この他特段の質疑はなく、以上のような審査経過の後、平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 16 号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の

経過と結果についての委員長報告を終わります。

**○議長（中村豊）**

ただいま、決算審査特別委員会での審査結果は、平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計及び鋸南町水道事業会計の決算について、原案のとおり認定可決との報告であります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会は、全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

初めに、平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

ないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 23 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（中村豊）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

平成 23 年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（中村豊）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（中村豊）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成24年第4回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 後 3 時 0 0 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

平成24年10月31日

議 会 議 長            中 村   豊

署 名 議 員            鈴 木   辰 也

署 名 議 員            伊 藤   茂 明